

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月27日
【事業年度】	第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	エキサイト株式会社
【英訳名】	Excite Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山村 幸広
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	03（5488）6809
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼経営管理部長 中島 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	03（5488）6809
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼財務経営管理部長 中島 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	—	—	—	9,432,561	11,937,727
経常利益 (千円)	—	—	—	737,170	92,509
当期純利益 (千円)	—	—	—	996,963	412,092
純資産額 (千円)	—	—	—	6,591,277	9,165,983
総資産額 (千円)	—	—	—	8,160,915	10,728,279
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	117,219.86	144,642.01
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	17,453.59	6,977.22
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	16,183.41	6,658.49
自己資本比率 (%)	—	—	—	80.8	82.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	15.1	5.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	59.6	36.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△229,653	313,611
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△1,622,265	△433,375
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	217,761	1,908,964
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	2,899,322	4,696,132
従業員数(外、平均臨時 雇用者数) (人)	— (—)	— (—)	— (—)	190 (39)	221 (56)

(注) 1. 第9期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。

4. 第10期連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

5. 第10期連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

6. 第10期連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	(千円)	3,595,352	4,812,421	6,345,563	9,318,252	11,028,028
経常利益	(千円)	139,212	313,208	578,201	908,627	405,265
当期純利益	(千円)	138,292	312,636	566,263	1,130,431	347,766
持分法を適用した場合の 投資損失	(千円)	—	—	△14,190	—	—
資本金	(千円)	421,000	421,000	2,206,000	2,219,433	3,222,632
発行済株式総数	(株)	23,583	23,583	27,083	55,896	61,272
純資産額	(千円)	694,168	1,006,805	5,760,018	6,738,936	9,014,137
総資産額	(千円)	1,272,130	1,734,881	6,538,270	7,915,376	10,450,465
1株当たり純資産額	(円)	29,435.38	42,043.58	211,915.89	119,861.87	146,021.81
1株当たり配当額(うち 1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	3,000 (—)	4,000 (—)	1,500 (750)	1,500 (750)
1株当たり当期純利益	(円)	5,864.11	12,608.20	21,768.80	19,887.85	5,888.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	19,851.84	18,440.52	5,619.13
自己資本比率	(%)	54.6	58.0	88.1	85.1	85.3
自己資本利益率	(%)	22.1	36.8	16.7	18.1	4.4
株価収益率	(倍)	—	—	51.0	52.3	43.0
配当性向	(%)	—	23.8	18.4	7.5	25.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	228,220	189,083	464,379	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△5,497	△278,994	△386,365	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△6	160,000	3,988,269	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	397,108	467,196	4,533,480	—	—
従業員数(外、平均臨時 雇用者数)	(人)	87 (13)	100 (16)	120 (18)	168 (29)	175 (42)

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。
3. 第6期においては、平成15年1月28日付で10株を1株に株式併合し、発行済株式総数を23,583株に減少するとともに、資本金を3,789,000千円減資（うち3,654,119千円を欠損てん補に充当）した結果、資本金は421,000千円に減少しております。なお、平成15年6月26日の定時株主総会にて定款変更の決議を行い、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2章第2節に規定する特例の適用を受ける旨、定款にて定めております。
4. 第6期及び第7期の持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失については、該当する関連会社がありませんので記載しておりません。また、9期、10期につきましては、連結財務諸表に記載しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第6期及び第7期については新株予約権残高はありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 第6期及び第7期の株価収益率は、当社株式が非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので記載しておりません。
7. 平成16年11月1日付をもって、有償一般募集増資を実施しました。これにより普通株式を3,500株発行しております。
8. 第8期の1株当たり配当額には、上場記念配当1,000円を含んでおります。
9. 平成17年6月30日現在の株主に対し、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株に分割しております。
10. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しております。
11. 平成17年5月2日より当社が発行する新株予約権の行使が始まりました。そのため新株予約権が行使される都度、新株式の発行によって発行済株式数が増加するとともに、行使代金の払い込みによって資本金が増加しております。
12. 平成18年8月14日付けで第三者割当増資を実施しました。これにより普通株式を4,700株発行しております。
13. 第10期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
14. 第10期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。
15. 第10期より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

## 2 【沿革】

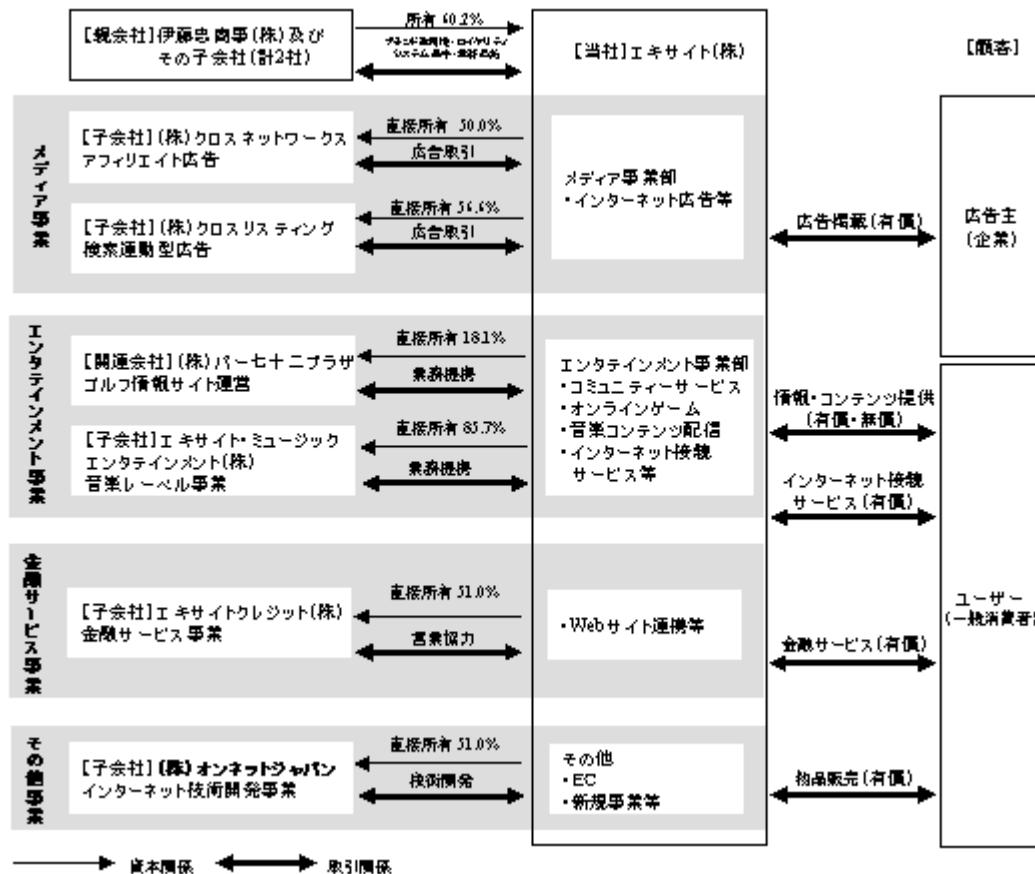
年月	事項
平成9年8月	インターネットナビゲーションサービスを提供することを目的に、エキサイト・インク（本店所在地：米国カリフォルニア州）の100%子会社として、東京都港区赤坂二丁目14番5号にエキサイト株式会社を設立（資本金 10,000千円）
平成9年11月	第三者割当増資により、エキサイト・インクとともに、伊藤忠商事株式会社、伊藤忠テクノサイエンス株式会社、シーティーシー・クリエイティブ株式会社が出資
平成9年12月	インターネット上の情報検索サービスとインターネット広告の販売を開始
平成11年5月	アットホーム・コーポレーションが平成11年5月28日付でエキサイト・インク（本店所在地：米国カリフォルニア州）を子会社化
平成11年11月	Woman.excite（女性向けサイト）サービスを開始
平成11年12月	携帯電話にて、デジタルコミュニティサービス「エキサイトフレンズ」を開始
平成12年7月	親会社が、合併により平成12年7月1日にエキサイト・インクからアットホーム・コーポレーションに変更
平成12年9月	エキサイト翻訳サービスを開始
平成12年12月	大阪市北区に大阪営業所を開設
平成13年4月	3キャリア対応の携帯ホームページ作成サービス「エキサイト携帯ホームページ」を開始
平成13年6月	音楽情報サイト「エキサイトミュージック」を開始
平成13年9月	アットホーム・コーポレーションが米国破産裁判所にて米国連邦破産法第11条（US Bankruptcy Code Chapter 11）を申請
平成14年2月	伊藤忠商事株式会社が当社持株比率の約90%を保有する筆頭株主になり、アットホーム・コーポレーションより完全独立
平成14年4月	株式会社西武百貨店、伊藤忠商事株式会社と提携し、有楽町西武において女性にフォーカスしたサービスの提供とインターネットカフェが一体となったサービス「Woman.excite CAFE」を開始
平成14年8月	ブロードバンドサービス「BB.excite」を開始
平成14年11月	都市型嗜好のユーザーに向けたウェブマガジン「excite.ism（エキサイトイズム）」創刊
平成15年9月	女性のための高品質Webマガジン「Garbo（ガルボ）」を開始
平成15年10月	オンラインゲーム事業を開始 第一弾として日本モリア株式会社との提携により「プリンストンテール」をスタート
	有料結婚情報サービス「エキサイト幸せ・恋愛結婚」を開始
平成16年2月	ブログサービスを開始
平成16年5月	音楽ダウンロードサービス「Excite Music Store（エキサイトミュージックストア）」を開始
平成16年11月	日本証券業協会（現 ジャスダック証券取引所）に株式を店頭登録（上場）
平成17年9月	株式会社クロスネットワークスの株式を取得、連結子会社化 アフィリエイト広告事業に参入
平成17年12月	NTTレゾナント株式会社と合併で株式会社クロスリスティングを設立（連結子会社） 検索エンジン及びリスティング広告事業を強化
平成18年1月	株式会社オリエントコーポレーション及び伊藤忠商事株式会社と合併でエキサイトクレジット株式会社を設立（連結子会社） 金融サービス事業に参入
平成18年4月	Web2.0時代の技術研究体制を強化するため株式会社オンネットジャパンの株式を取得（連結子会社化）
平成18年7月	英国発、音楽コミュニティサービス「Last.fm」の日本語版サービスを開始
平成18年8月	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施
平成19年9月	株式会社トランスメディアGPと資本業務提携 携帯電話向けサービスを強化
平成18年10月	動画共有サービス「エキサイトドガログ」を開始
平成19年2月	携帯電話向けコミュニティサイト「エキモバ」を開始
平成19年3月	音楽レーベル事業のエキサイト・ミュージックエンタテインメント株式会社を設立（連結子会社）

### 3【事業の内容】

当社は親会社である伊藤忠商事株式会社が形成する企業集団の「宇宙・情報・マルチメディアカンパニー」部門に属しており、同企業集団においてインターネットを使ったB2C事業を担っております。また当社は、子会社あるいは関連会社としてインターネットビジネスを営む複数の会社と資本・業務提携の関係を構築し、これらグループ会社との連携を図った事業展開をしております。当社グループ（当社及び連結子会社、持分法適用関連会社）の主な事業内容は以下のとおりです。

- (1) メディア事業
  - 広告、アフィリエイト広告、検索連動型広告等
- (2) エンタテインメント事業
  - コミュニティーサービス、オンラインゲーム、音楽コンテンツ配信、インターネット接続サービス等
- (3) 金融サービス事業
  - カードローン、クレジットサービス等
- (4) その他
  - EC、新規事業等

当社グループの構成及び企業集団における各社の位置付け並びに事業取引の系統図は以下のとおりです。



当社と親会社等との取引関係につきましては「連結財務諸表 注記事項 関連当事者との取引」を参照ください。

- ・平成17年9月22日、株式会社クロスネットワークス（平成17年8月15日に、株式会社イー・クラシスのアフィリエイト事業部門を分離し、独立会社として設立）の第三者割当増資を引き受けました。当社は同社を通じてアフィリエイト広告市場の開拓及び当社EC事業の販売促進を進めております。
- ・平成17年12月8日、NTTレゾナント株式会社と合併でインターネット検索サービス会社 株式会社クロスリスティングを設立しました。検索連動型広告（リスティング広告）の専門会社として、同事業の拡大を図っております。
- ・平成18年1月24日、株式会社オリエントコーポレーション及び伊藤忠商事株式会社と合併でインターネット専門の金融サービス会社 エキサイトクレジット株式会社を設立しました。インターネットと親和性の高い金融サービスを展開することで、グループ全体の事業領域を拡大し、金融分野での収益の獲得を目指します。
- ・平成19年3月22日、音楽レーベル事業に進出するため、エキサイト・ミュージックエンタテインメント株式会社を設立しました。

- 平成18年4月12日、インターネット技術に関する開発及びマーケティング業務を行う株式会社オンネットジャパンの第三者割当増資を引き受けました。次世代Web技術のローカライズやマーケティングで協業し、ソフトウェアの企画開発やサービス提供に係る運営・営業体制の連携を図っております。
- 平成17年6月30日、ゴルフ情報サイトを運営する株式会社パー七十二プラザの第三者割当増資を引き受けました。当社は同社のゴルフ情報を活用したサービスを展開しております。

#### 4 【関係会社の状況】

平成19年 3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有又は 被所有割 合 (%)	関係内容
(親会社) 伊藤忠商事株式会社(注) 2	東京都港区	202,241	総合商社	被所有 60.19 (1.77)	業務支援、商標等の 使用、資金寄託取引 出向3名
(連結子会社) 株式会社クロスネットワーク (注) 3	東京都渋谷区	75	アフィリエイト 広告事業	所有 50.00	業務提携 役員の兼任等2名 出向1名
株式会社クロスリスティング (注) 3	東京都渋谷区	75	カテゴリー検索 サービス事業	所有 56.60	業務提携 役員の兼任等2名 出向4名
エキサイトクレジット株式会社	東京都渋谷区	250	インターネット 専業金融サービ ス事業	所有 51.00	業務提携 役員の兼任等2名 出向1名
株式会社オンネットジャパン (注) 4	東京都渋谷区	64	インターネット 技術開発	所有 51.01	業務提携 役員の兼任等1名 出向1名
エキサイト・ミュージックエン タテインメント株式会社(注) 4	東京都渋谷区	49	音楽レーベル事 業	所有 85.71	業務提携 役員の兼任等2名 出向1名
(持分法適用関連会社) 株式会社パー七十二プラザ (注) 5	東京都墨田区	339	ゴルフ情報サイ ト運営	所有 18.10	業務提携 役員の兼任等2名

(注) 1. 親会社である伊藤忠商事株式会社は、有価証券報告書を提出しております。また、伊藤忠商事株式会社の状況については、「連結財務諸表 注記事項 関連当事者との取引」に記載しております。

2. 議決権の被所有割合の( )内は、間接被所有割合で内数であります。

3. 平成19年3月、伊藤忠商事(株)の資本参加を受けるため、(株)クロスネットワーク当社保有株式300株(譲渡後1,500株)、(株)クロスリスティング当社保有株式300株(譲渡後1,698株)を伊藤忠商事(株)に売却いたしました。

4. (株)オンネットジャパンとエキサイト・ミュージックエンタテインメント(株)は、当連結会計年度より、新たに連結子会社となりました。

5. (株)パー七十二プラザは、平成18年7月に第三者割当増資により出資比率が100分の20を下回りましたが、役員の兼任状況に鑑みて、実質的な関係会社にあたりますので持分法適用会社としております。



## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
メディア事業	104 (29)
エンタテインメント事業	54 (11)
金融サービス事業	4 (—)
その他事業	14 ( 3)
全社共通	45 (13)
合計	221 (56)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む）であり、従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、臨時雇用者数にパートタイマー人員数を含めて計算しております。当連結会計年度の臨時雇用者を前連結会計年度と同様の基準で算定すると36名であります。
3. 従業員数の増加は、業容の拡大によるものです。

### (2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人） (注) 1, 2, 4	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円） (注) 3
175(42)	33.7	3.3	6,315

- (注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、パートタイマー）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 平均年間給与の算出において、出向者・休職者の人数を算定人数中に含んでおりません。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に輸出や設備投資など内外需要の底堅い伸びに支えられました。また雇用及び所得面の改善から個人消費も堅調に推移するなど、景気は全般的にゆるやかに拡大基調を持続いたしました。しかし一方で、原油価格の高騰からの反落や米国経済の減速観測など、わが国経済に影響を与える懸念が残るほか、特にIT業界におきましては、全般的な企業業績に方向感がなく、多くのIT企業が株式を上場する新興株式市場が軟調に推移するなど、不安定な経営環境となりました。

当連結会計年度における当企業集団（以下、「当社グループ」）の売上高は、前連結会計年度比（以下、「前年比」）26.6%増の11,937百万円となりました。主力事業のメディア事業及びエンタテインメント事業が、それぞれ5,742百万円、5,795百万円の売上高を計上し、増収に貢献しました。売上総利益は、前年比3.9%増の6,116百万円、売上総利益率は前年比11.2ポイント減の51.2%となりました。売上原価が前年比64.1%増の5,821百万円と大幅な増加となりました。売上原価増の主な要因といたしましては、メディア事業において、クリエイティブ費用等の広告制作原価を要する広告案件の取り扱いが増加したほか、子会社の本格的な営業活動の開始に伴う増加であります。エンタテインメント事業ではインターネット接続サービスの料金体系を、接続サービスと回線のセット販売を中心にしたものに変更したことから、回線の仕入コストを計上するようになり、同サービスの売上増に伴い売上原価が大幅に増加しました。

営業利益は、前年比79.2%減の171百万円、売上高営業利益率は前期比7.4ポイント減の1.4%となりました。販売費及び一般管理費が同17.5%増の5,944百万円となりました。業容の拡大に伴う役職員増やフロア拡張によって人件費及び事務所家賃が増加しました。なお人件費には、当年度より費用計上することが制度化された役職員に対するストックオプション（新株予約権）の公正評価価値の費用計上額が含まれており、増加要因の一つとなっています。また、メディア事業におけるリスティング広告収入が堅調に推移し、本サービスに係る協力企業（シンジケーションパートナー）への支払い（業務提携料）が増加しました。一方、エンタテインメント事業では、音楽コンテンツ配信サービスを中心とするソフトウェアの償却費が増加しました。

営業外損益につきましては、持分法適用関連会社3社（注1、3参照）における持分法投資損失を合計で66百万円計上したほか、平成18年8月に東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を割当先とする第三者割当増資に伴う新株の発行により登録免許税等の株式交付費を10百万円計上しております。以上によって経常利益は前年度比87.5%減の92百万円となりました。

特別損益につきましては、関連会社であった株式会社Duogateの株式を、同社親会社のKDDI株式会社に譲渡（注1参照）したことにより関係会社株式売却益720百万円を計上しました。また子会社（株式会社クロスネットワークス及び株式会社クロスリスティング（注2参照）の資本業務提携を実現するため、当社が保有する両社株式の一部を提携先企業に譲渡し、これにより関係会社株式売却益を187百万円計上しました。一方、中国におけるオンラインゲーム事業及び美容室検索事業について、両事業を廃止することを決定いたしました（注3、4参照）。これによる両事業の整理に係る損失を、それぞれ232百万円、138百万円計上いたしました。

税負担につきましては、前年度までは繰越欠損金があったため、法人税の支払いを免除されていましたが、当年度からは、繰越欠損金による課税所得の軽減はあるものの、法人税を計上するようになりました。また、この税負担の正常化（繰越欠損金による税免除の解消）に伴い法人税等調整額が減算項目に転じております。これらの状況に、連結子会社の損益に係る少数株主損失を調整した結果、当期純利益は前年度比58.7%減の412百万円となりました。

- 注1) 株式会社Duogate は、平成16年12月にPC ユーザーと携帯電話ユーザーを対象にしたハイブリッドポータルサイトの運営を目的にKDDI 株式会社等と合弁で設立した当社持分法適用関連会社（出資比率：33.5%）でしたが、平成19年1月に、同社の親会社であるKDDI 株式会社の「ポータル事業経営の一体化」戦略の申し出を受け、当社は保有する同社株式の全てをKDDI 株式会社に譲渡いたしました。よって当年度末において同社は持分法適用関連会社から外れております。
- 注2) 株式会社クロスリスティングは、ディレクトリ型検索エンジンの開発・運営及び同検索サービスに基づくリスティング（検索連動型）広告の販売を主力事業としており、当社をはじめNTT レゾナント株式会社やニフティ株式会社等が運営するポータルサイトに対しサービス提供しております。次年度からはインターネット接続サービス大手のNEC ビッグロブ株式会社が取引顧客に加わることが決まっております。このサービス提供の開始に際して、NEC ビッグロブ株式会社との取引関係の強化を図るべく資本提携を結ぶため、当社が保有する株式会社クロスリスティング株式の一部を譲渡いたしました。また同時に、より多くのインターネットサービス会社への販路拡大を目指すため、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の資本参加を受けるべく、当社が保有する株式会社クロスリスティング株式の一部を譲渡いたしました。同様に株式会社クロスネットワークスにおきましても、同社のアフィリエイトサービスの採用企業増大を図るため、伊藤忠商事株式会社との資本提携を目的に当社が保有する株式会社クロスネットワークス株式の一部を譲渡いたしました。
- 注3) 当社は、平成17年10月、Prima Intergame ICT Sdn Bhd（所在地：マレーシア）と資本業務提携し、中国におけるオンラインゲームサービスに取り組んでまいりましたが、不正アクセス等の被害が頻発し、事業計画の遅れが顕著になりました。また、こうした事情に起因するかたちで、Prima Intergame ICT Sdn Bhdの財政状態が悪化し、今後の実質的な営業継続が困難な状況になったため、本事業を清算することにいたしました。またこの事業整理に伴い、同事業で資本業務提携関係（出資比率30.0%）にあったPrima Intergame ICT Sdn Bhdの株式全てを平成19年3月に売却しました。よって当年度末において同社は持分法適用関連会社から外れております。
- 注4) 当社は、平成17年春から新規サービスとして美容サロン向け支援事業に取り組んでまいりましたが、登録美容サロン店舗数の伸び悩みに直面し、平成18年10月以降、新規会員獲得の営業活動を一旦休止するなど、事業性についての精査、見直しを行ってまいりました。その結果、同サービスを廃止することを決定いたしました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

※平成19年3月期より事業の種類別セグメント情報の開示を始めましたので、前年度比についての記述はございません。

#### メディア事業

インターネット広告売上を主体とする当セグメントの売上高は5,742百万円、営業利益は841百万円となりました。昨年度に設立した連結子会社（アフィリエイト広告仲介サービスの株式会社クロスネットワークス及び、カテゴリー型検索サービスの株式会社クロスリスティング）の事業が軌道に乗り始め、インターネット広告分野のビジネスに厚みが増しました。また当社ポータルサイトのメディア力を活かした広告枠（タイアップ記事広告、リッチメディア広告）の販売強化や、女性向け服飾品のネット通信販売（ファッションEC）を積極的に展開するなどメディア事業の拡大を図りました。費用面につきましては高付加価値の広告案件が増加したことで広告制作に係る費用や事業の拡大に伴う人件費等の費用が増加しました。さらに当年度は、インターネット広告の構造変化を一因として、クレーム等の事由によって生じていた長期滞留債権に対する会計処理（貸倒損失等を計上）をしたことも費用増の要素となりました。

#### エンタテインメント事業

一般消費者から利用料を得るサービス（オンラインゲーム、音楽コンテンツ配信、コミュニティーサービス、インターネット接続サービス）を展開する当セグメントの売上高は5,795百万円、営業利益は858百万円となりました。オンラインゲームの増収により同サービスの収益性が改善するとともに、携帯電話ユーザー向け音楽コンテンツ配信がサービスの幅を広げたことで堅調に推移しました。また、インターネット接続サービスでは、接続料金と回線料金とがセットになった料金体系がユーザーの支持を集め利用者数の増加につながりました。費用面につきましては、新しい課金サービスの開発費やコンテンツの調達費用、サービスに用いるソフトウェア資産の減価償却費が増収に連動して増加しました。特にインターネット接続サービスにおいては、料金体系のシフトによって回線の仕入原価が大幅に増加するなど、費用の構造的変化がありました。

## 金融サービス事業

当セグメントの売上高は15百万円、営業損失は236百万円となりました。当セグメントは連結子会社でインターネット専門の金融サービスを展開するエキサイトクレジット株式会社の事業によるものを計上しています。同社は平成18年4月に営業を開始いたしました。積極的な販売活動をしたものの、消費者金融業界のグレー金利問題の影響もあり、売上が伸び悩みました。営業損失の主な要因は、営業初年度に当たり広告宣伝をはじめとする積極的な活動を展開したことによるものです。

## その他事業

その他事業にはアーティストの写真集やDVD等の物販、海外展開等の新規事業による業績が含まれます。当セグメントの売上高は384百万円、営業損失は200百万円となりました。成長戦略の一環として取り組む新事業領域の開拓やプロジェクトであるため費用が先行する状況となっております。また物販に関しましては、長期滞留在庫に係る商品評価損を計上しました。

事業の種類別セグメント情報につきましては、「連結財務諸表 注記事項 セグメント情報」を参照ください。

## (2) キャッシュ・フロー

当年度末の現金及び現金同等物（以下、「資金」）は前年度末に比べ1,796百万円増加し4,696百万円となりました。平成18年8月に第三者割当増資を実施し1,991百万円の資金を調達したほか、関係会社株式の売却により1,011百万円の収入がありました。一方で、ソフトウェア等の事業用資産への投資や業務提携に際しての出資、資金援助による資金の支出がありました。

### 営業活動によるキャッシュ・フロー

前年度の営業活動によるキャッシュ・フローは229百万円の支出でしたが、当年度は313百万円の収入となりました。前年度に比べ利益水準は減少しましたが、ソフトウェア償却費の増加や権利金の償却、営業貸付金が順調に返済されるなど、資金の回収が進みました。また、前年度は売掛金が大幅に増加するとともに、営業貸付金の支出、たな卸資産及び前払金等の増加によって、営業活動における資金需要が増大しましたが、当年度は売掛金やたな卸資産の増加は小幅に止まり、資金の支出を抑えることになりました。

### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年度に比べ1,188百万円減少の433百万円の支出となりました。当年度の営業資産の取得（有形・無形固定資産への投資534百万円）、及び資本提携（有価証券及び投資有価証券の取得950百万円）による資金の支出は、前年度とほぼ同水準となりましたが、一方で、当年度は関係会社株式及び投資有価証券を売却したことによって合計1,042百万円の資金収入がありました。

### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年度に比べ1,691百万円増加の1,908百万円の収入となりました。中長期的な資金需要に充当するため東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施し1,991百万円の資金を調達しました。資金の支出としましては、前期の期末配当金及び当期の中間配当金の支払額として87百万円を計上しました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当する事項はありません。

(2) 受注状況

該当する事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
メディア事業 (千円)	5,742,665	—
エンタテインメント事業 (千円)	5,795,863	—
金融サービス事業 (千円)	15,120	—
その他事業 (千円)	384,077	—
合計 (千円)	11,937,727	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度より事業の種類別セグメント情報の開示を始めましたので前年同期比の数値は記載しておりません。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社 (注) 2	1,254,607	13.30	2,315,936	19.40
google Inc.	1,002,092	10.62	304,647	2.55

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. GMOペイメントゲートウェイ株式会社とは回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を記載しております。

### 3【対処すべき課題】

当社グループが展開するインターネット事業は、広告媒体の提供を主とするメディア事業、オンラインゲームや音楽コンテンツ配信等の有料サービスやインターネット接続サービスを中心とするエンタテインメント事業、インターネット上でのカードローンやクレジットサービスを展開する金融サービス事業、及びEコマース等の新規事業分野を含むその他事業で形成されております。

当社グループのビジネスは、それぞれの収益要素が相互に関連しながら成立している点に特長があります。従って、広告需要やデジタルコンテンツ需要、ブロードバンド接続に対する需要を見極めるとともに、業界動向を注視しながら、当社グループ全体としての競争優位性の確保と事業規模の拡大を目指さなければなりません。

また当社グループは、より一層の社業発展のためには、マネジメントをはじめとする人的資源の拡充と財務体質の強化など内部体制の見直しも必要と考えております。このような経営環境を踏まえて、当社グループは対処すべき課題を以下のように捉えております。

#### ①ブランド価値の確立とターゲットユーザー数の拡大について

当社グループは、20～34歳（F1&M1層）を中心とする都会派のライフスタイルを持つインターネットユーザーを対象としたメディア展開をしてきましたが、より一層のメディア価値向上と利用者の増加のため、対象顧客数の拡大を目指しております。わが国では年齢や地域といった属性による顧客選別が一般的でしたが、価値観の多様化が進むにつれて、もはや属性での分類ではなく、個々人の価値観やライフスタイルへの訴求が、よりの確なマーケティング戦略になってきていると考えております。そこで当社グループでは、年齢や地域といった軸で対象を選別するだけでなく、これまで当社が推し進めてきたメディアのテイスト（趣向）を今まで以上に強調することで、“エキサイト”というブランドコンセプトが明確なメディアへと、当社グループの事業を発展させる計画です。

また当社グループは“エキサイト”ブランドをインターネット市場以外の分野にも浸透させることで、メディアとしての価値やエキサイトブランドに対するユーザーのロイヤリティを高めたいと考えております。雑誌（出版）、カフェ（飲食）やコンビニエンスストア（小売）、フィットネスクラブ（健康）とのコラボレーションを展開し、リアル（現実社会）とバーチャル（インターネット社会）の両方でブランド力を強化させて参ります。

#### ②広告需要の増減と当社取扱量の増大について

広告市場は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの既存のメディアを中心に広がっており、インターネット広告は、これら既存のメディアに次ぐ広告手法として急速に発展してきました。広告業界は、様々な業種をクライアントに抱えることから比較的不況に強い、極端な変動が起きにくい市場とされていますが、一方で、広告需要の増減は景気全体のバロメーターとされているように、バブル経済崩壊後の企業のリストラクチャリングが推し進められた時期には、経費削減の一環として広告費用の削減が全国規模で実施され、広告需要は低調に推移しました。しかしそうした中でも、インターネット市場自体が成長過程にあること及びその広告効果が認められてきたことを理由として、インターネット広告市場の規模は拡大し続けてきました。今後も既存メディアからの移行を含め、ブロードバンド環境の整備に伴う広告表現の多様化・高度化などにより、インターネット広告需要はさらに増大することが期待できます。当社グループは、この有望なインターネット広告市場にて取扱量を増やすべく、営業体制を強化するとともに、広告手法の技術的、デザイン的な進展を追求して参ります。高画質な動画を用いた“全画面広告”や当社オリジナル編集のテーマ記事へのスポンサーなどの“新機軸広告”は、先進的な広告手法として、当社の戦略商品となっております。さらに当社グループは、検索連動型広告（リスティング広告）やアフィリエイト広告などインターネット広告市場の今後の伸長が有望視される分野に注力し、収益機会の増大に積極的に取り組む考えであります。

#### ③課金コンテンツサービスの拡大について

映画や音楽、ゲームなどのデジタルコンテンツ市場は着実な成長を続けています。中でも音楽ダウンロードやオンラインゲームは、ブロードバンド接続環境の普及や不正複製の防止技術の進展、著作権保護の仕組みが整ってきたことに伴い、急速に普及しており、今後、同市場の牽引役になると期待されています。当社グループといたしましては、これまでのコミュニティーサービスに加え、当社ターゲットユーザーを惹き付ける求心力にすべく、主に音楽やゲームといった個々人の“好み”に訴えかける分野に進出することで、業容拡大を図りたいと考えています。しかし、これらのコンテンツは、流行やユーザーの選好に大きく影響を受ける事業であり、また既存の店頭販売等の流通方式を大幅に変革するだけの挑戦であるため、粘り強く且つスピーディーに取り組むことが事業を確立する上で欠かせません。

#### ④ブロードバンドサービスの推進について

高速デジタル回線、ケーブルテレビ広域回線、光回線接続といったブロードバンド環境の普及はインターネット環境を、より快適で利便性の高いものに発達させ、インターネットの用途拡大の可能性を上げると思われます。当社グループが展開するインターネットメディアは、ブロードバンド回線接続を前提にした内容となっており、ブロードバンドサービスとの相乗効果を狙うことができます。とりわけ当社が注力する光回線接続は、技術的にも大容量コンテンツの配信に適しており、インターネットの活用の幅を広げる方式として有望視しております。しかし、ブロードバンド接続サービスは価格競争も激しく、また加入者の解約などの変動要素もあり、厳しい事業環境下にあると言えます。しかし当社はブロードバンドサービスにかかるインフラ等の設備を外部に依存することで、当事業の投資負担を軽減しつつ、ブロードバンド

サービスという有望な成長分野との接点を持つことで、会社全体の収益向上に資するよう推進して参ります。

#### ⑤EC事業の確立・拡大について

当社グループは、広告収益を核とするポータルサイトを運営してきました。そのインターネット上での強力な媒体力やプロモーション能力を活かして、インターネットを使った通信販売（EC：Electronic Commerce）に参入しております。EC事業は、インターネットを活用したビジネスの代表例で非常に激しい競争状況にあり、当社グループとしましては、後発となる当事業の確立及び拡大を課題とし経営の注力分野に位置付けています。インターネット環境の普及と質的向上を背景に、ポータルサイト事業で培った総合的且つ先進的な技術力及び表現力を活かして、取り扱う物品の魅力を引き出し、消費者の購買意欲を導く展開を目指して参ります。

#### ⑥競争優位性の強化について

当社グループは広告媒体としてのポータル機能を原点に、課金コンテンツサービスやブロードバンドサービス等を複合して提供するインターネットメディア事業を展開しておりますが、各サービスにおいては、同じ分野に多くの企業が参入し、しかも内容の独自性や技術力、資本力による参入障壁は高くない状況にあり、差別化戦略をはじめとする競争優位性への取り組みが重要な課題となっております。明確な対象顧客戦略や総合情報ポータルサイトとしての複合的なサービス展開により、各個別事業単体では生み出せない競争優位性を確保していく方針であります。

#### ⑦戦略的パートナーとの事業提携及びM&A戦略について

当社グループの基幹事業であるポータルサイト運営は、インターネットユーザーの様々なニーズに応えるべく、様々なサービスを提供することが一つの使命となっております。こうした観点から、当社グループはそれぞれの分野で優位性を持つ企業との提携や事業買収、合弁会社の設立といったM&A戦略を積極的に展開し、事業領域を拡大して参ります。また海外進出につきましても、現地のパートナー企業との協業を図ることで、ユーザーニーズや文化、商慣習、法規制に適合した事業展開を目指して参ります。

#### 4【事業等のリスク】

当社の事業運営に関し、会社による制御が困難な外部要因や市場環境、事業に影響を与える法規制等のリスクについて以下に記載します。ここに記載するリスクは実際に発生する可能性が高くないものも含まれておりますが、当社が経営判断する際に検討すべき事項であるとともに、投資家の投資判断に資すると認識するため記載するものであります。なお、文章中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在（平成19年6月27日）において当社が判断したものであります。

##### ①対象ユーザーの限定

当社は20～34歳の年齢層をサービス対象とした事業戦略を進めておりますが、対象ユーザーを絞り込むが故に市場が限定的になること、あるいは現在のユーザーが加齢により当社サービスを利用しなくなるなど、対象とする市場ニーズに適合したサービスを提供し続けられない場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### ②技術革新への対応、コンピューターシステム・通信インフラへの依存

インターネット分野の技術革新は目覚ましく、当社はそれへの対応が欠かせません。しかし当社の予想を超える革新が起きた場合、対応のための支出が増加する、あるいは対応への時間的な遅れが生じるなど、収益や競争力に影響を及ぼす可能性があります。また、当社サービスはコンピューターシステムを用いるとともに、インターネットや携帯電話等の通信インフラを介して提供されており、それらシステムに障害が発生した場合、あるいは通信インフラが、改修や災害等のため休止や停止した場合、当社の事業運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ③消費者からの収益の増大

当社の収益には法人顧客を中心とする広告収入と、消費者を顧客とする課金コンテンツサービスによる収益がありますが、現在当社は特に後者事業の育成に注力しており、全社の収益に占める消費者からの収益の比率が高まる傾向にあります。消費者を対象としたサービスにおいて、カスタマーサポートやクレーム対応等が著しく増えた場合、その対応に費用負担が生じるなど当社業績に影響を与える可能性があります。

##### ④情報流通事業者としての責任

当社は、他者からの情報や機能等の提供を受け、当社ポータルサイトを通じて情報やサービスを提供しているものがあります。これらの情報やサービスに関して、法的に当社が責任を負うべきでない事故が生じた場合でも、当社はトラブルの解決に尽力しなければならないことがあり、費用的な負担が生じるなど、当社の業績や信用に影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑤広告掲載基準、広告に対する訴え

当社は広告掲載に際して、日本国内の関連法規に抵触しないことを確認するだけでなく、当社独自の掲載基準を定めています。そのため広告主から受注した広告掲載案件であっても、その内容によっては掲載を中止するなど収益機会を失う可能性があります。また掲載した広告に対して第三者からクレームや損害賠償請求等の訴えを受ける可能性があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑥アウトソーシングへの依存

当社ポータルサイトを構成する情報や機能を他者からの提供に依存しているものがあります。当社において管理できない事由により、それら情報や機能の提供が受けられない場合やその品質が低下する場合、あるいはその調達コストが予想外に増大する場合、当社の業績や信用、事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑦個人（消費者）を対象とするサービス・販売事業の不確実性

当社は個人（消費者）を販売対象として、オンラインゲームや音楽ダウンロードサービスをはじめとする課金コンテンツサービスや消費財を取り扱うEC事業を展開しておりますが、これら事業分野のコンテンツや消費財には、エンタテインメント分野に係るものも多く、取り扱うコンテンツや消費財の人気が出るか出ないかで収益が大きく左右され、収益管理が難しい事業となる可能性があります。

##### ⑧コミュニティサービスの社会的責任

当社はインターネットを介したコミュニティサービスを提供していますが、当サービスにつきましては「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年6月13日法律第83号）」が適用されます。この法律を待たずして当社では、コミュニティサービスの安全性に鑑み、十分な運営体制を整えてきましたが、より一層の安全対策を講じる必然性に迫られた場合、当サービスの運営に制約や追加的な費用負担が生じ、当社の事業運営や業績、信用に影響を及ぼす可能性があります。



#### ⑨金融サービスに係る規制・社会的責任

当社グループ事業には、金融サービス（クレジットカード事業、ローン事業、割賦販売事業等）があります。これら事業は、異業種からの参入を含め他社との競合状況の変化や、法定上限金利の引き下げをはじめとする法的規制の変更等により、収益性及び事業計画に影響を及ぼす可能性があります。また、経済状況の変化によって個人破産が増えるなど貸倒費用が増加する懸念があるほか、市場金利の上昇や信用度の低下に伴う資金調達環境・能力の変化が、当事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。さらに当事業につきましては、多重債務者問題など消費者金融業界が抱える社会的問題があり、これら課題への対応により、当事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑩親会社である伊藤忠商事株式会社との関係

当社は、親会社の伊藤忠商事株式会社と事業上の取引があります。伊藤忠商事株式会社との重要な契約として、当社は伊藤忠商事株式会社より“Excite”ブランド（商標）及びテクノロジーの使用権を認められており、その対価として当社は伊藤忠商事株式会社に総売上高（一部事業を除く）の5%をロイヤリティーとして支払っています。当社と伊藤忠商事株式会社の経営方針に変更があり、資本及び事業上の関係が維持されなくなった場合、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑪事業に関わる法令等

■当社は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年11月30日法律第137号）」の定める特定電気通信役務提供者に該当し、電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があったとき、権利を侵害された者に対して損害賠償義務及び権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を負う場合があります、当社の事業運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

■当社は、サービスの提供に関連して個人情報を取得、収集しているため「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」に定められる個人情報取扱事業者としての義務が課せられます。同法の義務は当然のことながら、個人情報の漏洩等の事故が生じた場合には損害賠償責任等が生じるなど、当社の事業運営や業績、信用に影響を及ぼす可能性があります。

■当社はコンテンツ（情報の内容）の取扱において他人の知的財産権を守る義務があり、もし他人の知的財産権を侵害した場合には損害賠償請求あるいは使用差止請求等の訴えを受けることがあり、当社の事業活動や業績に影響を及ぼす可能性があります。

■金融サービス事業においては、「貸金業の規制等に関する法律」「利息制限法」「出資の受入れ、預り金等の取締りに関する法律」「割賦販売法」等の法規制を受けております。

■このほか個々の事業によっては、「電気通信事業法（昭和59年12月25日法律86号）」「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）」「不正アクセス行為の禁止に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）」「特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）」「古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）」などの適用を受けるため、当社の事業運営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### ライセンス契約

当社は、親会社である伊藤忠商事株式会社との間で以下の内容の契約を締結しております。当社の議決権の60.19%（間接所有1.77%）相当の株式を保有する伊藤忠商事株式会社より当社事業に関わるコンテンツ、ソフトウェア、商標及びドメインネームのライセンスを受けており、その対価としてライセンス料を支払っております。従って、下記の契約は当社にとって重要な位置付けにあるものと考えられます。

契約の名称	ライセンス契約書
相手先名称	伊藤忠商事株式会社
締結年月日	平成14年2月12日
契約の主な内容	<p>1. 伊藤忠商事株式会社は、当社に対して、日本における「Excite」ブランドによるインターネット・ポータル事業に関わるコンテンツ、ソフトウェア、商標及びドメインネームに関する非独占的使用権を許諾する。</p> <p>① コンテンツ及びソフトウェアの使用許諾 日本国内においてコンテンツ及びソフトウェアをエキサイト事業の遂行の目的だけに使用する譲渡不能な使用権を許諾する。</p> <p>② 商標及びドメインネームの使用許諾 日本国内において商標及びドメインネームをエキサイト事業の遂行の目的だけに使用する譲渡不能な使用権を許諾する。</p> <p>2. コンテンツ並びにソフトウェアの使用権及び商標並びにドメインネームの使用権の対価として、当社は、伊藤忠商事株式会社に対し総売上高の5%を支払う。</p>
契約期間	<p>期限の定めなし</p> <p>但し、当社が次の各号の一に該当した場合、伊藤忠商事株式会社はただちに本契約を解除することができる。</p> <p>① 手形、小切手を不渡りとしたとき、その他支払い停止、不能状態に陥ったとき</p> <p>② 差押、仮差押、仮処分等の申し立てを受け、あるいは破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算等の申し立てがあったとき</p> <p>③ 公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>④ 商標又はドメインネームの信用を著しく低下せしめるような行為をなしたとき</p>

(注) 本契約を基本契約とし、当社業容の拡大に伴い、以下のライセンス契約（覚書）を伊藤忠商事株式会社と交わしております。いずれも契約期間については期限の定めはありません。

締結年月日	覚書の主な内容
平成15年12月1日	<p>オンラインゲームについては、売上高をコンテンツ並びにソフトウェアの使用権及び商標並びにドメインネームの使用権の対価の対象としない。</p> <p>1. 平成15年12月より当社の総売上高からオンラインゲーム関連の売上高は除く。</p> <p>2. オンラインゲーム関連取引については、オンラインゲーム関連の売上高からその取引に関する原価（権利元へのロイヤリティ、その取引に直接関連する仕入原価）を除いた金額の5%を当社は伊藤忠商事株式会社に対して支払う。原価の中には当社が社内で割り振られている全社のシステムに関わるホスティング費用は含まない。</p> <p>3. 対象となる売上と原価は、各々別紙に記載する。</p>
平成16年12月1日	<p>下記のサービスの売上高は、売上高をコンテンツ並びにソフトウェアの使用権及び商標並びにドメインネームの使用権の対価の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ shopping.excite（アクセサリなど各種グッズ、音楽関連商品、チケット販売を含む）</li> <li>・ Woman.excite.shopping</li> <li>・ ism/GARBO shopping（旅行商品、その他ism/GARBO関連商品を含む）</li> </ul> <p>1. 2004年12月度より当社の総売上高から上記対象サービスの売上高は除く。</p> <p>2. 上記対象サービスについては、売上高からその取引に関する仕入原価（商品仕入元への仕入商品代）を除いた金額の5%を当社は伊藤忠商事株式会社に対し支払う。</p>

締結年月日	覚書の主な内容
平成17年2月1日	<p>下記のサービスの売上高は、売上高をコンテンツ並びにソフトウェアの使用権及び商標並びにドメインネームの使用権の対価の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ExciteMusicStore</li> <li>・ExciteMusicLive!</li> <li>・カフェメロ、WarnerMusicMobile、熱血アニソンスピリッツなど携帯で、着うた/着メロ/着動画など音楽関連コンテンツ販売を行なっているサイト</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2005年2月度より当社の総売上高から上記対象サービスの売上高は除く。</li> <li>2. 上記対象サービスについては、売上高からその取引に関する仕入原価（商品仕入元への仕入商品代）を除いた金額の5%を当社は伊藤忠商事株式会社に対し支払う。</li> </ol>
平成17年11月25日	<p>下記のサービスの売上高は、売上高をコンテンツ並びにソフトウェアの使用権及び商標並びにドメインネームの使用権の対価の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社Duogateからの開発受託、業務受託、及び同社への情報提供</li> <li>・イ・ビョンホンファンクラブ運営受託</li> <li>・BB.excite OSMサービス</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2005年11月度より当社の総売上高から上記対象サービスの売上高は除く。</li> <li>2. 上記対象サービスについては、売上高からその取引に関する仕入原価（商品仕入元への仕入商品代）を除いた金額の5%を当社は伊藤忠商事株式会社に対し支払う。</li> </ol>
平成18年10月25日	<p>下記のサービスの売上高は、売上高をコンテンツ並びにソフトウェアの使用権及び商標並びにドメインネームの使用権の対価の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスティング広告掲載のうち、パートナー他社サイトの表示に係る当社収益分。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2006年10月度より当社の総売上高から上記対象サービスの売上高は除く。</li> <li>2. 上記対象サービスについては、売上高からその取引に関するライセンスフィー（パートナー他社のレベニューシェア取り分）を除いた金額の5%を当社は伊藤忠商事株式会社に対し支払う。</li> </ol>

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### 経営成績

#### (1) 売上高

当連結会計年度の売上高は前年比26.6%増の11,937百万円となりました。エンタテインメント事業における課金コンテンツサービスやインターネット接続サービスが好調に推移し、売上に貢献しました。一方、メディア事業におけるインターネット広告の販売は、広告関係の事業を営む子会社収益が増加したものの、広告料金が低下するなど、厳しい営業展開となりました。

#### (2) 売上総利益

売上総利益は前年比3.9%増の6,116百万円、売上総利益率は同11.2ポイント減の51.2%となりました。売上原価が前年比64.1%増の5,821百万円と大幅に増加しておりますが、これは、主力ビジネスであるメディア事業の伸びが低調だった一方で、メディア事業と原価構造が異なるエンタテインメント事業が大きく収益を伸ばしたことによるものです。また、商品の仕入原価を伴うEコマースの収益が増加するなど、当社グループ全体の収益構造に変化を生じる営業成績となりました。

#### (3) 営業利益

営業利益は前年比79.2%減の171百万円、売上高営業利益率は同7.4ポイント減の1.4%となりました。販売費及び一般管理費が前年比17.5%増の5,944百万円と、販売費及び一般管理費の増加が売上総利益の増加を上回ったことで減益となりました。中長期的な業容拡大計画に伴う体制整備、新技術・新サービスの研究開発のため先行投資的費用等によって、人件費をはじめとする営業費用が増加しました。またエンタテインメント事業の伸長に伴いコンテンツ配信（販売）に係るソフトウェアの償却費が増加し、費用要素として影響が大きくなりました。

#### (4) 経常利益

経常利益は前年比87.5%減の92百万円となりました。持分法適用関連会社3社における持分投資損失を合計で66百万円計上しました。

#### (5) 当期純利益

当期純利益は前年比58.7%減の412百万円となりました。当連結会計年度は、関係会社株式の売却益を計上する一方で事業整理損失を計上するなど、複数の特別損益を計上する事象が発生しました。また税負担につきましては、前年度までは繰越欠損金があったため法人税を支払いを免除されていましたが、当連結会計年度からは、繰越欠損金により課税所得の軽減はあるものの、法人税を計上するようになりました。

### 財政状態

#### (1) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度は229百万円の支出でしたが、当連結会計年度は313百万円の収入となりました。前年度は全事業で販売活動が好調に推移し売上債権が増加したほか、営業貸付金による資金の支出があるなど運転資金需要が増大しましたが、当年度は、インターネット広告販売の伸びが低調であったことに加え、前年度に貸し付けた営業貸付金の回収が順調に進むなど、資金の支出が抑えられました。営業活動における資金需要の変化に柔軟に対応できる良好な財務体質を維持していく考えです。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、前年度と同様に業務提携に伴う出資等に積極的に資金を投資しました。また、エンタテインメント事業のサービス拡充のための設備投資、オンラインゲームの営業権取得のための権利金に資金を使用しました。一方で当年度は、グループ会社戦略の進展や見直しに伴って、関係会社株式の売却による収入がありました。投資活動を通じた営業基盤の強化を図っております。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、第三者割当増資によって1,991百万円の資金調達をいたしました。安定した経営基盤の確保並びに中長期的な資金需要への備えを目的とした資本の増強となります。

以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は前年度末比1,796百万円増の4,696百万円となりました。積極的な事業展開を継続するための、強固な財政状態を維持していると考えております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は641百万円となりました。その主なものは、メディア事業におけるシステム関係への投資が161百万円、エンタテインメント事業における音楽コンテンツ配信に係るソフトウェア等の取得に352百万円の資金を支出しました。また、その他事業におきましてはEコマース事業に係る販売システム等の取得に103百万円の設備投資を行いました。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社は国内に1ヶ所営業所を有しております。主要な設備は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	工具器 具備品 (千円)	権利金 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	全業務関連設備等	94,217	81,822	105,410	585,833	867,284	172(42)
大阪営業所 (大阪市北区)	販売業務 関連設備等	—	324	—	—	324	3(—)

(注) 1. 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員及びパートタイマー)は、当期の平均人員を( )内に外数で記載しております。

3. 従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。

4. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間(年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
建物付属設備 (所有権移転外ファイナンスリース)	一式	8	18,928	118,153
データベースサーバー (所有権移転外ファイナンスリース)	一式	4	119,306	207,334
データベース ソフトウェア (所有権移転外ファイナンスリース)	一式	4	58,005	189,301

##### (2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	工具器 具備品 (千円)	権利金 (千円)	ソフトウ ェア (千円)	合計 (千円)	
(株)クロスネットワークス	本 社 (東京都渋谷区)	全業務関連設備等	—	161	—	20,148	20,309	13(2)
(株)クロスリスティング	本 社 (東京都渋谷区)	全業務関連設備等	7,038	2,777	—	8,244	18,060	22(11)
エキサイトクレジット(株)	本 社 (東京都渋谷区)	全業務関連設備等	1,655	—	—	—	1,655	4(—)
(株)オンネットジャパン	本 社 (東京都渋谷区)	全業務関連設備等	360	620	—	20,182	21,163	7(—)

(注) 臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー)は、当期の平均人員を( )内に外数で記載しております。

##### (3) 在外子会社

該当する事項はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。  
なお、平成19年3月31日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容 設備投資目的	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都 渋谷区)	全セグメント	セキュリティの強 化	24,000	—	自己資金	平成19年 4月	平成19年 12月	—
本社 (東京都 渋谷区)	全セグメント	社内サーバ、ネッ トワーク設備環境 の増強	35,000	—	自己資金	平成19年 4月	平成19年 9月	—
本社 (東京都 渋谷区)	全セグメント	ECエンジン、i DCセンターログ 解析開発導入	60,000	—	自己資金	平成19年 7月	平成19年 12月	—
本社 (東京都 渋谷区)	全セグメント	ネットワーク増 強冗長構築	40,000	—	自己資金	平成19年 9月	平成19年 12月	—
本社 (東京都 渋谷区)	全セグメント	サーバーの増強	50,000	—	自己資金	平成19年 4月	平成20年 3月	—

#### (2) 重要な改修

重要な改修の予定はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,000
計	188,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	61,272	61,310	ジャスダック証券取引所	—
計	61,272	61,310	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成14年12月19日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	629 個 (注) 1	612 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,258 株 (注) 1, 2	1,224 株 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり15,230円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年2月1日から 平成24年12月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 15,230円 資本組入額 7,615円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 割当てられた新株予約権2,005個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権を発行する日 (以下、「発行日」という) 以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は30,460円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は15,230円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という) は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}$$



また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア) 対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

- ① 権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%
- ② 権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%
- ③ 権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%
- ④ 権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

- ① 重度の心身の障害による執務不能
- ② 定年による退職
- ③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

② 平成14年12月19日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	260 個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	520 株 (注) 1, 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり15,230円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年2月1日から 平成24年12月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 15,230円 資本組入額 7,615円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 割当てられた新株予約権520個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権1個につき目的となる株式は1株ですが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は30,460円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は15,230円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

#### 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より1年を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

- ① 権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%
- ② 権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%
- ③ 権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%
- ④ 権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

- (ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

- ① 重度の心身の障害による執務不能
- ② 定年による退職
- ③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

- (エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

- (オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

- (カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

- (キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

③ 平成15年6月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	69 個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	138 株 (注) 1, 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり16,500円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 16,500円 資本組入額 8,250円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 割当てられた新株予約権145個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権を発行する日 (以下、「発行日」という) 以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は33,000円でありましたが、平成17年8月19日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は16,500円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という) は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数 (又は処分する自己株式数)}} \times \text{1株あたりの処分価額}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

#### 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア) 対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

- ① 権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%
- ② 権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%
- ③ 権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%
- ④ 権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

- ① 重度の心身の障害による執務不能
- ② 定年による退職
- ③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

④ 平成15年10月10日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	143 個 (注) 1	113 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	286 株 (注) 1, 2	226 株 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり18,000円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月11日から 平成25年10月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 18,000円 資本組入額 9,000円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 割当てられた新株予約権290個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権を発行する日 (以下、「発行日」という) 以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は36,000円でありましたが、平成17年8月19日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は18,000円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という) は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

#### 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア) 対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社の取締役である者（以下、「対象取締役」という）については1年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において当社の従業員である者（以下、「対象従業員」という）については6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

##### (A) 対象取締役

- ① 権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%
- ② 権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%
- ③ 権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%
- ④ 権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

##### (B) 対象従業員

- ① 権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%
- ② 権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%
- ③ 権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%
- ④ 権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

- ① 重度の心身の障害による執務不能
- ② 定年による退職
- ③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

⑤ 平成16年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	123 個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	246 株 (注) 1, 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり125,000円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成26年6月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 125,000円 資本組入額 62,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 割当てられた新株予約権195個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権1個につき目的となる株式は1株ですが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は250,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は125,000円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。



$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

#### 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める幹部社員である者（以下、「対象幹部従業員」という）については1年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者（以下、「対象従業員」という）については6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

##### (A) 対象幹部従業員

- ① 権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%
- ② 権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%
- ③ 権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%
- ④ 権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

##### (B) 対象従業員

- ① 権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%
- ② 権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%
- ③ 権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%
- ④ 権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

- (ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

- ① 重度の心身の障害による執務不能
- ② 定年による退職
- ③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

- (エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

- (オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

- (カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

⑥ 平成17年6月23日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	225 個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	450 株 (注) 1, 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり791,606円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月24日から 平成27年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 791,606円 資本組入額 395,803円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 割当てられた新株予約権240個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権1個につき目的となる株式は1株ですが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は1,589,370円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施、また平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行（発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円）しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は791,606円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

#### 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとします。

##### (A) 対象幹部従業員

- ① 平成19年6月24日から平成20年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。
- ② 平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。
- ③ 平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。
- ④ 平成22年6月24日から平成27年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

##### (B) 対象従業員

- ① 平成19年6月24日から平成19年12月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。
- ② 平成19年12月24日から平成20年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。
- ③ 平成20年12月24日から平成21年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。
- ④ 平成21年12月24日から平成27年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

- (ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

- ① 重度の心身の障害による執務不能
- ② 定年による退職
- ③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

- (エ) 対象者が平成19年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。なお、対象者が平成19年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

- (オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（ウ）に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(A) 対象幹部従業員

- ① 商法第254条ノ2に規定する欠格事由に該当するに至った場合。
- ② 商法第264条に違反する競業取引を行った場合。
- ③ 商法第265条第1項各号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。
- ④ 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。
- ⑤ 禁固以上の刑に処せられた場合。
- ⑥ 新株予約権を放棄した場合。

(B) 対象従業員

- ① 故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。
- ② 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。
- ③ 禁固以上の刑に処せられた場合。
- ④ 新株予約権を放棄した場合。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) その他の条件については、第8期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

※上記の旧商法規定は会社法上の相当規定に読み替えるものとします。

⑦ 平成18年6月23日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	350 個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	350 株 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり761,819円 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月24日から 平成24年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 761,819円 資本組入額 380,910円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入 れその他の処分をすること ができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式は1株ありますが、新株予約権を発行する日 (以下、「発行日」という) 以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数 (但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。) とします。

2. 新株予約権1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は764,782円でありましたが、平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行（発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円）しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は761,819円となっております。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額 (又は1株当たりの処分価額)}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとします。

- ① 平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。
- ② 平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。
- ③ 平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。
- ④ 平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

- (イ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

- ① 重度の心身の障害による執務不能
- ② 定年による退職
- ③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

- (ウ) 対象者が平成19年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。なお、対象者が平成19年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(エ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また (イ) に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

- ① 会社法第331条 1 に規定する欠格事由に該当するに至った場合。
- ② 会社法第356条第 1 項第 1 号、第365条第 1 項に違反する競業取引を行った場合。
- ③ 会社法第356条第 1 項第 2 項又は第 3 号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。
- ④ 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。
- ⑤ 禁固以上の刑に処せられた場合。
- ⑥ 新株予約権を放棄した場合。

(オ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(カ) その他の条件については、第 9 期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

⑧ 平成18年 6 月23日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)
新株予約権の数	570 個 (注) 1	538 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	570 株 (注) 1, 2	538 株 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 761, 819円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 6 月24日から 平成24年 6 月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 761, 819円 資本組入額 380, 910円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 割当てられた新株予約権610個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式は 1 株ですが、新株予約権を発行する日 (以下、「発行日」という) 以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権 1 個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株あたりの額で除した数 (但し、この場合に 0.01 株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。) とします。
3. 新株予約権 1 株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という) は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

発行当初、新株予約権 1 株あたりの払込金額は 764, 782 円でありましたが、平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行 (発行株式数 4, 700 株、発行価額 423, 700 円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値 446, 000 円) しておりますので、新株予約権 1 株あたりの払込金額は 761, 819 円となっております。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの処分価額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの処分価額}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

#### 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとします。

##### (A) 対象幹部従業員

- ① 平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。
- ② 平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。
- ③ 平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。
- ④ 平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

##### (B) 対象従業員

- ① 平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。
- ② 平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

- (イ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。
- ① 重度の心身の障害による執務不能
  - ② 定年による退職
  - ③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍
- (ウ) ① 対象幹部従業員が平成20年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。なお、対象幹部従業員が平成20年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できないものとします。
- ② 対象従業員が平成22年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。なお、対象従業員が平成22年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できないものとします。
- (エ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（イ）に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。
- ① 故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。
  - ② 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。
  - ③ 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - ④ 新株予約権を放棄した場合。
- (オ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。
- (カ) その他の条件については、第9期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。



- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成14年6月28日 (注) 1	—	235,830	—	4,210,000	△210,000	—
平成15年1月28日 (注) 1	△212,247	23,583	△3,789,000	421,000	—	—
平成16年11月1日 (注) 2	3,500	27,083	1,785,000	2,206,000	2,492,000	2,492,000
平成17年5月1日～ 平成17年6月30日 (注) 3	164	27,247	2,497	2,208,497	2,497	2,494,497
平成17年8月19日 (注) 4	27,247	54,494	—	—	—	—
平成17年7月1日～ 平成18年3月31日 (注) 3	1,402	55,896	10,935	2,219,433	10,935	2,505,433
平成18年4月1日～ 平成18年7月31日 (注) 3	42	55,938	1,118	2,220,552	1,118	2,506,552
平成18年8月14日 (注) 5	4,700	60,638	995,695	3,216,247	995,695	3,502,247
平成18年8月1日～ 平成19年3月31日 (注) 3	634	61,272	6,384	3,222,632	6,384	3,508,632
平成19年4月1日～ 平成19年5月31日 (注) 3	38	61,310	330	3,222,963	330	3,508,963

## (注) 1. 資本の減少及び株式の併合

当社は平成14年6月28日及び平成15年1月28日に、次のとおり資本準備金の取り崩し及び資本金の減少ならびに株式の併合を行っております。

## (1) 資本の減少について

## ① 資本の減少の目的

平成14年3月期以前において、積極的な広告活動を行ってきたこと等から平成14年3月期において、3,864,119千円の累積損失を計上しており、この解決策として資本準備金の取り崩し及び資本金の減少を行うことにより、欠損金のてん補を行っております。

## ② 準備金の取り崩し及び資本金の減少の方法

- (A) 資本準備金210,000千円を平成14年6月28日の株主総会の決議により、全額取り崩しております。  
(B) 無償減資の方法により、資本金4,210,000千円を3,789,000千円減少して421,000千円としております。  
(C) 資本準備金の取り崩し額210,000千円及び資本金の減少額のうち3,654,119千円を資本の欠損てん補に充当し、残額134,881千円については、資本金及び資本準備金減少差益として計上しております。

## ③ 効力の発生日について

- (A) 資本準備金の取り崩し 平成14年6月28日  
(B) 資本金の減少 平成15年1月28日

(2) 株式の併合について

① 株式併合の目的

将来の発行済み株式数の適正化を図るためであります。

② 株式併合の方法

発行済み株式総数235,830株について、10株を1株に併合し、23,583株としております。

③ 株式併合の効力発生日

平成15年1月28日

2. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

(1) 発行価格 1,300,000円

(2) 引受価額 1,222,000円

(3) 資本組入額 510,000円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 株式分割（1：2）によるものであります。

5. 第三者割当

(1) 割当先 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社

(2) 発行株式数 4,700株

(3) 発行価格 423,700円

(4) 資本組入額 211,850円

6. 当事業年度末日以降における株式数、資本金及び資本準備金の増減

平成19年4月1日から平成19年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済み株式総数が38株、資本金及び資本準備金がそれぞれ330千円増加しています。

## (5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							計	端株の状況 (注) 2
	政府及び地方公共団体	金融機関 (注) 1	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他 (注) 2		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	5	24	59	10	2	3,542	3,642	—
所有株式数 (株)	—	606	596	43,662	3,251	7	13,149	61,271	1
所有株式数の 割合 (%)	—	0.99	0.97	71.26	5.31	0.01	21.46	100.00	—

(注) 1. 証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関としております。

2. 自己株式7.2株は、「個人その他」に7株、「端株の状況」に0.2株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	35,794.0	58.42
東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	3,100.0	5.06
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA ENGLAND (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)	3,064.0	5.00
西日本電信電話株式会社	大阪市中央区馬場町3番15号	1,600.0	2.61
株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号	800.0	1.31
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	692.0	1.13
畠中 平八	兵庫県西宮市	500.0	0.81
伊藤忠エレクトロニクス株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	400.0	0.65
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋四丁目26番10号	400.0	0.65
みずほキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町4番3号	376.2	0.61
計	—	46,726.2	76.26

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 7	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 61,264	61,264	同上
端株	普通株式 1	—	同上
発行済株式総数	61,272	—	—
総株主の議決権	—	61,264	—

(注) 「端株」には、当社所有の自己株式0.2株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
エキサイト株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階	7	—	7	0.01
計	—	7	—	7	0.01

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の主な内容は次のとおりであります。

(平成14年12月19日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の付与)

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づき、当社の従業員に対して新株予約権を発行することを平成14年12月19日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成14年12月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 75名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員29名が退職等に伴う権利放棄を理由に権利を喪失しております。

(平成14年12月19日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の付与)

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づき、当社の役員及び従業員に対して新株予約権を発行することを平成14年12月19日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成14年12月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の役員 2名 当社の従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員1名が退職等に伴う権利放棄を理由に権利を喪失しております。

(平成15年6月26日開催の定時株主総会に基づく新株予約権の付与)

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づき、当社の従業員に対して新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員1名が退職等に伴う権利放棄を理由に権利を喪失しております。

(平成15年10月10日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の付与)

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づき、当社の役員及び従業員に対して新株予約権を発行することを平成15年10月10日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年10月10日
付与対象者の区分及び人数	当社の役員 1名 当社の従業員 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員3名が退職等に伴う権利放棄を理由に権利を喪失しております。

(平成16年6月24日開催の定時株主総会に基づく新株予約権の付与)

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づき、当社の従業員に対して新株予約権を発行することを平成16年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員4名が退職等に伴う権利放棄を理由に権利を喪失しております。

(平成17年6月23日開催の定時株主総会に基づく新株予約権の付与)

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づき、当社の役員及び従業員に対して新株予約権を発行することを平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の役員 1名 当社の従業員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員1名が退職等に伴う権利放棄を理由に権利を喪失しております。



(平成18年6月23日開催の定時株主総会に基づく新株予約権の付与)

取締役に対して新株予約権を発行するため、取締役の報酬等の額の設定及び内容の決定として平成18年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成18年6月23日開催の定時株主総会に基づく新株予約権の付与)

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社従業員に対して新株予約権を発行することを平成18年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 139名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員15名が退職等に伴う権利放棄を理由に権利を喪失しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	7.2	—	7.2	—

### 3【配当政策】

当社は発展途上にあるインターネット市場を活動の場とすることから、中長期的に企業価値を向上させることによって株主利益を増大することを第一の方針としています。そのため、事業活動より得られる収益に関しましては、内部留保による事業への再投資（財務体質の強化、設備投資、研究開発、M&A等）を基本とする考えです。一方で上場株式の流動性と期間損益に対する株主の利益を尊重し、一定水準の配当原資を確保し安定配当による株主還元を実施する考えです。

配当金の支払いは、中間配当と期末配当の年2回を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は定款に「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年10月30日 取締役会決議	45,495	750
平成19年6月26日 定時株主総会決議	45,948	750

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	—	1,410,000 ※1 1,450,000	1,730,000 ※2 □1,510,000	1,110,000
最低(円)	—	—	954,000 ※1 1,070,000	1,090,000 ※2 □ 623,000	214,000

(注) 1. 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のもの(※1)であります。なお、平成16年11月2日付をもって同協会に株式を登録いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 第9期は平成17年6月30日現在の株主に対して1株を2株とする株主分割を実施しております。株式分割による権利落後の最高・最低株価を、※2□印で示しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	542,000	503,000	449,000	418,000	373,000	279,000
最低(円)	387,000	375,000	376,000	327,000	250,000	214,000

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 代表取締役		山村 幸広	昭和38年10月30日生	昭和61年4月 トランス・コスモス株式会社入社 平成9年4月 同社取締役事業企画開発副本部長就任 平成9年9月 ダブルクリック株式会社代表取締役就任 平成11年1月 当社入社 ゼネラルマネージャー就任 平成12年6月 当社代表取締役ゼネラルマネージャー就任 平成14年6月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注)2	200株
常務取締役 代表取締役	メディア本部長	坂本 孝治	昭和42年12月4日生	平成2年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 当社出向 当社エンタテインメント事業部長就任 平成16年6月 当社入社 平成17年6月 当社取締役就任（現任） 平成19年5月 当社メディア本部長就任（現任） 平成19年6月 当社代表取締役常務就任（現任）	(注)2	5株
常務取締役	ブロードバンド &コミュニケーション事業本部長	田村 博巳	昭和38年1月31日生	昭和61年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年5月 当社入社 営業部長就任 平成12年6月 当社取締役営業本部長就任 平成14年4月 当社取締役メディア事業部長就任 平成14年6月 当社取締役退任 平成15年6月 当社取締役メディア事業部長再任 平成17年4月 当社取締役メディア本部長就任 平成17年6月 当社常務取締役就任（現任） 平成17年12月 株式会社クロスリスティング代表取締役就任（現任） 平成19年5月 当社ブロードバンド&コミュニケーション事業本部長就任（現任）	(注)2	50株
取締役	社長補佐 兼 コンプライアンス 部長	御喜家 康	昭和32年5月3日生	昭和56年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成13年1月 同社情報産業部門企画開発室長就任 平成13年6月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社社外 監査役就任 平成14年5月 当社取締役就任（現任） チーフ・アドミニストレイティブ・ オフィサー、管理サービス本部長就任 平成16年4月 当社社長補佐就任（現任） 平成17年4月 当社チーフ・アドミニストレイティブ・ オフィサー、管理サービス本部長 再任 平成18年4月 当社管理サービス部長就任 平成19年4月 当社コンプライアンス部長就任（現 任）	(注)2	—
取締役	チーフ・フィナン シヤル・オフ ィサー、経営管 理部長	中島 徹	昭和28年8月31日生	昭和51年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成11年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア管 理部管理チーム長就任 平成14年7月 当社出向 当社チーフ・フィナンシヤル・オフ ィサー（現任）、管理部長就任 平成15年10月 当社入社 当社取締役就任（現任） 平成16年4月 当社管理サービス本部長就任 平成17年4月 当社財務経理部長就任 平成18年4月 当社経営管理部長就任（現任）	(注)2	50株
取締役	事業企画開発室 長	藤井 成吾	昭和44年6月11日生	平成9年7月 米エキサイト・インク社コンサルタ ント就任 平成10年1月 当社入社 平成16年4月 当社事業企画開発室長就任（現任） 平成17年6月 当社取締役就任（現任）	(注)2	24株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
非常勤取締役		高取 成光	昭和30年6月10日生	昭和55年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社情報産業部門企画開発室長就任 平成14年4月 同社情報産業部門ビジネスソリューション部長就任 平成14年5月 当社取締役就任(現任) 平成18年4月 伊藤忠商事株式会社情報産業部門長就任(現任) 平成19年4月 同社執行役員就任(現任)	(注)2	—
非常勤取締役		野田 俊介	昭和37年5月7日生	昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 当社経営企画ディレクター就任 平成13年11月 伊藤忠商事株式会社情報産業部門ネットベンチャー開発室長就任 平成14年4月 同社情報産業部門ビジネスソリューション部第二課長就任 平成14年5月 当社取締役就任(現任) 平成15年4月 伊藤忠エレクトロニクス株式会社取締役(非常勤)就任(現任) 平成18年4月 伊藤忠商事株式会社情報産業部門ビジネスソリューション部長就任(現任)	(注)2	—
常勤監査役		岩島 孝吉	昭和20年7月23日生	昭和43年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成6年7月 伊藤忠エレクトロニクス株式会社代表取締役社長就任 平成10年4月 シーティーシー・エスピー株式会社専務取締役就任 平成11年4月 同社代表取締役社長就任 平成16年4月 同社顧問就任 平成16年6月 当社監査役就任(現任)	(注)3	—
監査役		行方 國雄	昭和29年5月15日生	昭和54年4月 第二東京弁護士会登録 東京富士法律事務所入所 平成3年4月 TMI総合法律事務所パートナー(現任) 平成6年5月 ミシガン大学ロースクール卒業 平成7年3月 ニューヨーク州弁護士資格取得 平成17年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
監査役		福田 武司	昭和49年10月23日生	平成9年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成13年1月 伊藤忠インターナショナル会社出向 平成16年9月 伊藤忠商事株式会社宇宙・情報・マルチメディア事業総括部(現任) 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	—
監査役		佐藤 茂隆	昭和33年10月22日生	昭和56年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社情報産業ビジネス部情報産業第四課長 平成13年4月 同社通信ビジネス部情報通信課長 平成14年4月 同社情報通信ビジネス部長代行 平成16年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業総括部長就任(現任) 平成19年6月 当社監査役就任(現任)	(注)6	—
計						329株

(注) 1. 監査役岩島孝吉氏、行方國雄氏、福田武司氏及び佐藤茂隆氏は会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

2. 平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 平成16年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成17年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成18年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(平成19年3月31日現在)

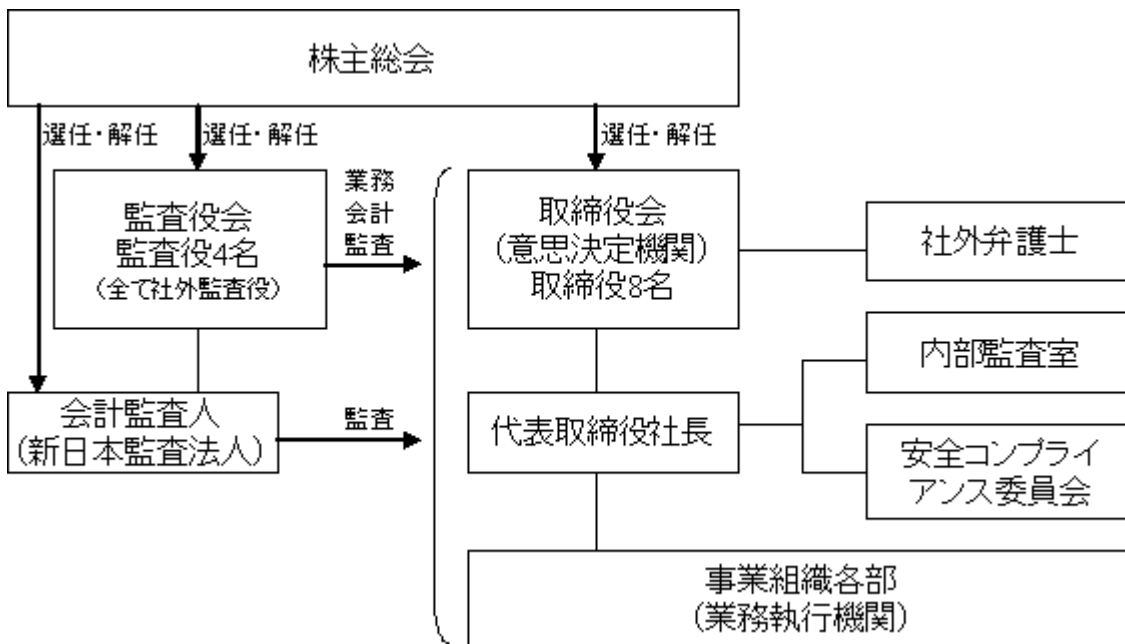
### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業統治を会社の持続的な成長に不可欠な要素として位置付けております。企業統治の基本的な構造いたしましては、取締役会、監査役会、会計監査人からなる機関設計並びに内部監査室やリスク管理・法令遵守の推進を図る委員会による経営監視体制を構築することで組織的な内部牽制機能を働かせ、適正且つ効率的な意思決定と業務執行を促し、経営の健全性を維持・向上することを目指しております。また、適時・適正な情報公開により会社の透明性を高め、ステークホルダー（顧客、従業員、株主、業界、社会）間の利益配分における適確な調整を実現していきたい考えです。

### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

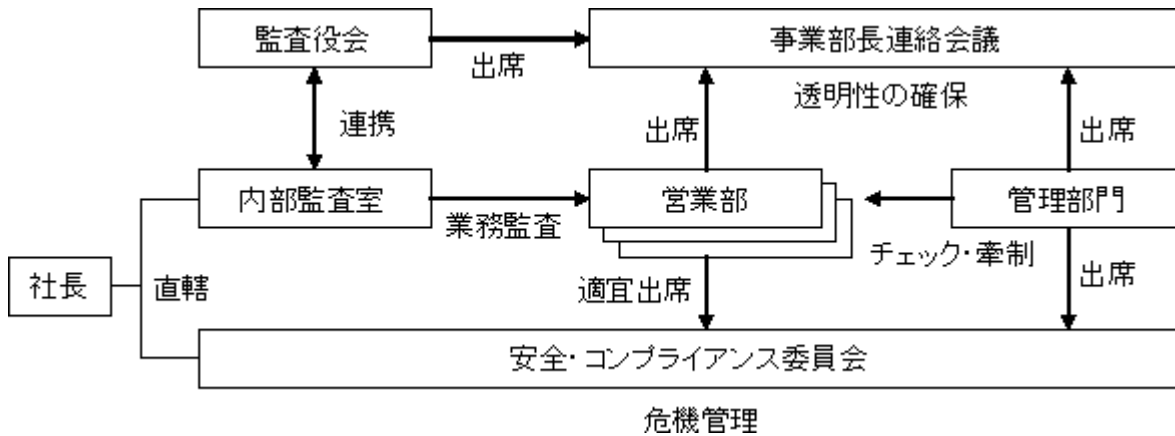
#### ①機関の構造と機能

当社は監査役制度を採用しており、経営の意思決定並びに業務執行の権限を8名の取締役に集中させることによって機動力の高い事業運営を実現するとともに、2名の非常勤取締役を含む取締役会と監査役会（社外監査役4名）にて経営を監視する体制となっており、実質的に十分な経営管理・監視機能を有する体制が整っていると考えております。会計監査人による監査におきましても、通常の会計監査に加え、会計方針や内部統制に係わる課題について適宜、議論を交わし、内部統制システムの改善・向上を目指しております。監査役は必要に応じて会計監査人と緊密な連携を図りながら、業務監査及び会計監査について年間を通じて恒常的且つ効率的な監査業務を遂行しております。取締役会は毎月1回の定例開催だけでなく、適宜、臨時の取締役会を開催するなど経営に関する議論を深めております。また、当社では、業務執行機能の強化を図るべく、常勤の役員及び各部の部長からなる全社横断的な事業部長連絡会議を毎週開催し、情報の共有や業務遂行の透明性を確保しています。



## ②内部統制体制の整備の状況

当社の内部統制に係る体制を図式化すると以下のようになります。



当社の組織は、大きく営業部門と管理部門に分かれており、これにより部門間の相互牽制及び効率的な事務処理を実現しています。また、事業部長連絡会議では、部門間の意識統一のみならず、情報を共有することで業務遂行の透明性を確保しています。さらに社長直轄の内部監査室がどの組織からも完全に独立した立場で随時、業務監査を行うことにより定められた業務フローの適正な実行を促しています。加えて当社では全社横断的な安全・コンプライアンス委員会を設置することで危機管理上の検討を諮り、対策を講じる体制を整えています。平成18年5月には「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その指針の下、内部統制システムを運用しております。

## ③内部監査及び監査役監査の状況

監査体制につきましては、監査役による計画的な監査が実施され、監査役は取締役会や事業部長会をはじめとする重要な会議に出席し適格な状況把握ができる体制を整えています。また、社長直轄の内部監査室を設置し、その人員（1名）には社外出身者を据えることで独立性の高い内部監査を実施しています。内部監査室と監査役は緊密な連携を図りながら、業務監査及び会計監査について年間を通じて恒常的且つ効率的な監査業務を遂行しております。

## ④会計監査の状況

監査法人名	公認会計士氏名	補助者の構成
新日本監査法人	齋藤 博道	公認会計士 3名
	柴田 憲一	会計士補等 4名
		その他 3名

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(注) 2. 同監査法人は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

## ⑤非常勤取締役及び社外監査役との関係

当社取締役8名のうち常勤取締役は6名であり、非常勤取締役は2名となっています。監査役4名はすべて社外監査役であります。非常勤取締役2名、監査役のうち2名が総合商社の伊藤忠商事株式会社（親会社）に籍を有しており、多様なビジネスを展開する総合商社の見地を活かして、大所高所から当社経営に対する助言をする役割を担っております。

親会社及びそのグループ会社との取引関係は、親会社が有する“エキサイト”ブランドに対するロイヤリティの支払いやグループ会社へのネットワークシステムの保守等に関する業務委託が主な営業上の取引となっております。

資本及び取引関係につきましては「企業の概況 事業の内容」及び「連結財務諸表 注記事項 関連当事者との取引」に記載のとおりです。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社では「安全コンプライアンス委員会」を設置し、毎月2回程度、安全管理・危機管理・法令順守・社会的責任に関する状況報告と課題解決に努めています。

平成18年5月には「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その指針の下に内部統制システムの構築を進め、運用してまいりました。またその運用状況について検証を行い、業務フローの見直しや社内規程及び基準の新設・改訂など、管理体制の改善に努めました。さらに当社では、個人情報保護に係る管理体制について第三者機関の審査、評価を受けるなど、個人情報を適切に取り扱う仕組みが適正に機能していることを確認しました。

(4) 役員報酬

取締役を支払った報酬（6名）	86,223千円
監査役を支払った報酬（2名）	15,600千円
合計	101,823千円

(注) 1. 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は40,616千円で、上記取締役に対する報酬額には含まれておりません。

2. 上記取締役に対する報酬額には、ストックオプションによる報酬額29,121千円が含まれております。

3. 非常勤取締役2名及び非常勤監査役2名には、報酬は支給しておりません。

(5) 会計監査報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	20,000千円
---------------------------	----------



## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）（以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		2,899,322		4,696,132		
2. 受取手形及び売掛金		2,279,998		2,432,485		
3. 営業貸付金		200,000		—		
4. 有価証券		—		310,000		
5. たな卸資産		163,582		225,733		
6. 前払金		197,219		191,856		
7. 前払費用		87,552		—		
8. 繰延税金資産		204,747		149,586		
9. その他		55,324		158,030		
貸倒引当金		—		△2,324		
流動資産合計		6,087,747	74.6	8,161,501	76.1	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物及び構築物		173,976		203,976		
減価償却累計額		74,854	99,121	100,705	103,271	
(2) 工具器具備品		275,855		293,130		
減価償却累計額		180,134	95,720	207,423	85,706	
有形固定資産合計			194,842		188,978	1.8
2. 無形固定資産						
(1) 権利金			342,521		105,410	
(2) ソフトウェア			313,408		604,408	
(3) ソフトウェア仮勘定			51,632		—	
(4) 連結調整勘定			11,605		—	
(5) のれん			—		14,557	
(6) 電話加入権			924		—	
(7) その他			—		3,625	
無形固定資産合計			720,091		728,001	6.7

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産	※1				
(1) 投資有価証券		893,257		1,357,219	
(2) 長期前払費用		16,725		—	
(3) 繰延税金資産		17,829		42,520	
(4) 敷金保証金		230,421		222,020	
(5) その他		—		28,037	
投資その他の資産合計		1,158,234	14.2	1,649,798	15.4
固定資産合計		2,073,167	25.4	2,566,778	23.9
資産合計		8,160,915	100.0	10,728,279	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金	696,211		793,343		
2. 未払金	263,965		276,364		
3. 未払費用	205,042		—		
4. 未払法人税等	18,289		307,787		
5. 未払消費税等	21,582		41,598		
6. 預り金	49,736		—		
7. 前受収益	935		—		
8. 返品調整引当金	—		4,036		
9. ポイント引当金	—		2,909		
10. その他	1,706		136,256		
流動負債合計	1,257,469	15.4	1,562,296	14.6	
負債合計	1,257,469	15.4	1,562,296	14.6	
(少数株主持分)					
少数株主持分	312,168	3.8	—	—	
(資本の部)					
I 資本金	※2	2,219,433	27.2	—	—
II 資本剰余金		2,640,315	32.4	—	—
III 利益剰余金		1,743,146	21.4	—	—
IV その他有価証券評価差額 金		△6,818	△0.1	—	—
V 自己株式	※3	△4,800	△0.1	—	—
資本合計		6,591,277	80.8	—	—
負債、少数株主持分及び 資本合計		8,160,915	100.0	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			—	3,222,632	
2. 資本剰余金			—	3,643,513	
3. 利益剰余金			—	2,026,626	
4. 自己株式			—	△4,800	
株主資本合計			—	8,887,972	82.8
II 評価・換算差額等					
その他有価証券 評価差額金				△26,508	
評価・換算差額等合計			—	△26,508	△0.2
III 新株予約権			—	68,140	0.6
IV 少数株主持分			—	236,378	2.2
純資産合計			—	9,165,983	85.4
負債純資産合計			—	10,728,279	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 売上高			9,432,561	100.0		11,937,727	100.0
II 売上原価			3,548,330	37.6		5,821,507	48.8
売上総利益			5,884,231	62.4		6,116,219	51.2
III 販売費及び一般管理費	※1		5,058,806	53.6		5,944,537	49.8
営業利益			825,424	8.8		171,682	1.4
IV 営業外収益							
1. 受取利息		4,161			4,810		
2. 受取配当金		—			703		
3. その他		3,382	7,544	0.0	896	6,410	0.1
V 営業外費用							
1. 持分法投資損失		88,907			66,596		
2. 新株発行費		2,891			—		
3. 株式交付費		—			10,019		
4. コミットメントライン 手数料		4,000			—		
5. その他		—	95,799	1.0	8,966	85,583	0.7
経常利益			737,170	7.8		92,509	0.8
VI 特別利益							
1. 貸倒引当金戻入益		16,271			—		
2. 持分変動利益		6,387			18,832		
3. 関係会社株式売却益	※4	—			908,239		
4. 投資有価証券売却益		—	22,658	0.2	28,040	955,112	8.0
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※2	553			12,169		
2. 減損損失	※3	6,000			—		
3. 中国オンラインゲ ーム事業整理損失	※5	—			232,679		
4. 美容室検索事業整理 損失	※6	—			138,582		
5. クレーム処理損失		—			47,566		
6. その他		—	6,553	0.0	2,122	433,120	3.6
税金等調整前当期純利 益			753,275	8.0		614,501	5.2
法人税、住民税及び事 業税		5,990			295,175		
法人税等調整額		△217,896	△211,906	△2.3	43,983	339,159	2.8
少数株主損失			31,780	0.3		136,750	1.1
当期純利益			996,963	10.6		412,092	3.5

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			2,626,881
II 資本剰余金増加高 増資による新株の発行		13,433	13,433
III 資本剰余金期末残高			2,640,315
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			916,954
II 利益剰余金増加高 当期純利益		996,963	996,963
III 利益剰余金減少高			
1. 配当金		149,371	
2. 役員賞与		21,400	170,771
IV 利益剰余金期末残高			1,743,146

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高（千円）	2,219,433	2,640,315	1,743,146	△4,800	6,598,095
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,003,198	1,003,198			2,006,396
剰余金の配当（注）			△41,916		△41,916
剰余金の配当（中間配当）			△45,495		△45,495
役員賞与（注）			△40,000		△40,000
当期純利益			412,092		412,092
その他			△1,200		△1,200
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（千円）	1,003,198	1,003,198	283,480	—	2,289,877
平成19年3月31日 残高（千円）	3,222,632	3,643,513	2,026,626	△4,800	8,887,972

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計			
平成18年3月31日 残高（千円）	△6,818	△6,818	—	312,168	6,903,445
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					2,006,396
剰余金の配当（注）					△41,916
剰余金の配当（中間配当）					△45,495
役員賞与（注）					△40,000
当期純利益					412,092
その他				1,200	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△19,690	△19,690	68,140	△76,990	△28,540
連結会計年度中の変動額合計（千円）	△19,690	△19,690	68,140	△75,790	2,262,537
平成19年3月31日 残高（千円）	△26,508	△26,508	68,140	236,378	9,165,983

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		753,275	614,501
減価償却費		60,413	71,322
減損損失		6,000	—
権利金償却費		68,870	81,552
ソフトウェア償却費		54,678	146,124
のれん償却額		—	15,244
持分法による投資損失		88,907	66,596
貸倒引当金の増減額 (△減少額)		△16,271	2,324
返品調整引当金の増加額		—	4,036
ポイント引当金の増加額		—	2,909
受取利息		△4,161	△4,810
受取配当金		—	△703
新株発行費		2,891	—
株式交付費		—	10,019
株式報酬費用		—	68,140
投資有価証券売却益		—	△28,040
関係会社株式売却益		—	△908,239
持分変動利益		△6,387	△18,832
固定資産除却損		553	12,169
中国オンラインゲーム事業整理損失		—	232,679
美容室検索事業整理損失		—	138,582
クレーム処理損失		—	47,566
売上債権の増加額		△1,060,047	△290,894
営業貸付金の増減額 (△増加額)		△200,000	200,000
たな卸資産の増加額		△157,230	△62,151
前払金の増減額 (△増加額)		△122,864	5,362
前払費用の増加額		△46,038	—
その他流動資産の増加額		△45,492	△15,048
仕入債務の増加額		305,845	97,132
未払金の増減額 (△減少額)		27,620	△24,866
未払費用の増減額 (△減少額)		43,954	△159,293
未払法人税等の減少額		△5,781	△31,457
未払消費税等の増加額		1,513	20,015
その他流動負債の増加額		43,145	77,999
その他の営業活動による支出		—	43,983
役員賞与の支払額		△21,400	△40,000
小計		△228,005	373,929



		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
利息の受取額		4,161	4,810
配当金の受取額		—	703
クレーム処理損失の支払額		—	△47,566
法人税等の支払額		△5,810	△18,264
営業活動によるキャッシュ・フロー		△229,653	313,611
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		—	△310,000
投資有価証券の取得による支出		△833,815	△640,726
投資有価証券の売却による収入		—	31,540
有形固定資産の取得による支出		△41,534	△100,668
無形固定資産の取得による支出		△626,077	△433,647
敷金保証金の差入による支出		△96,893	—
敷金保証金の回収による収入		—	8,687
関係会社株式の売却による収入		—	1,011,052
新規連結子会社の取得による収入	※2	—	7,000
その他の投資活動による支出		△23,944	△6,612
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,622,265	△433,375
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		23,976	1,996,376
自己株式の取得による支出		△792	—
配当金の支払額		△149,371	△87,412
少数株主からの払込による収入		343,949	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		217,761	1,908,964
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△減少額)		△1,634,157	1,789,201
V 現金及び現金同等物の期首残高		4,533,480	2,899,322
VI 新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高	※2	—	7,608
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	2,899,322	4,696,132

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 3社                      連結子会社の名称                      (株)クロスネットワークス                      (株)クロスリスティング                      エキサイトクレジット(株)</p> <p>上記連結子会社3社は、当連結会計年度において株式を取得又は新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとなりました。</p>	<p>連結子会社の数5社                      連結子会社の名称                      (株)クロスネットワークス                      (株)クロスリスティング                      エキサイトクレジット(株)                      (株)オンネットジャパン                      エキサイト・ミュージックエンタテインメント(株)</p> <p>上記のうち、(株)オンネットジャパンは、当連結会計年度において株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、エキサイト・ミュージックエンタテインメント(株)は、当連結会計年度に設立したことにより、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 3社                      関連会社の名称                      (株)Duogate                      (株)パー七十二プラザ                      Prima Intergame ICT Sdn Bhd                      (株)パー七十二プラザ、                      Prima Intergame ICT Sdn Bhdは、当連結会計年度において新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。</p> <p>(2) Prima Intergame ICT Sdn Bhdは、決算日が連結決算日と異なりますが、当該会社の直近の財務諸表を使用しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 1社                      関連会社の名称                      (株)パー七十二プラザ</p> <p>なお、前連結会計年度において持分法適用会社でありました、(株)Duogate並びに、Prima Intergame ICT Sdn Bhdは、当連結会計年度において全持分を売却しました。株式売却までの期間の損益は連結損益計算書に含まれておりません。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p>	<p>①有価証券          その他有価証券                時価のないもの          移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>②たな卸資産          イ. 商品          総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>ロ. 貯蔵品          最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p> <p>①有形固定資産          定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物                    3～18年          工具器具備品                        2～15年</p> <p>②無形固定資産          定額法を採用しております。</p> <p>なお、権利金については契約期間（3年）に基づいております。また、自社利用のソフトウェアについては、当社グループにおける見込利用可能期間（3～5年）に基づいております。</p> <p>新株発行費          支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの          同 左</p> <p>②たな卸資産          イ. 商品          同 左</p> <p>ロ. 貯蔵品          同 左</p> <p>①有形固定資産          同 左</p> <p>②無形固定資産          同 左</p> <p>株式交付費          支出時に全額費用として処理しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要な引当金の計上基準	①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算定しております。	①貸倒引当金 同 左  ②返品調整引当金 将来予想される売上返品による損失に備え、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。  ③ポイント引当金 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため当連結会計年度において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。なお、重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度に全額償却することとしております。	同 左
7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	同 左	のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。なお、金額的重要性が乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結子会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成されております。	同 左
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は8,861,463千円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ68,140千円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(連結貸借対照表)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度より「のれん」と表示しております。</li> <li>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「前払費用」(当連結会計年度は、100,958千円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</li> <li>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」(当連結会計年度は、2,700千円)及び「電話加入権」(当連結会計年度は、924千円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、無形固定資産の「その他」に含めて表示することにしました。</li> <li>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「長期前払費用」(当連結会計年度は、23,937千円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することにしました。</li> <li>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「未払費用」(当連結会計年度は、47,455千円)、「預り金」(当連結会計年度は、87,614千円)、「前受収益」(当連結会計年度は、1,186千円)は、負債及び純資産の総額の100分の5以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示することにしました。</li> </ol> <p>(連結損益計算書)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は、当連結会計年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「受取配当金」は290千円であります。</li> <li>前連結会計年度において、営業外費用として表示しておりました「新株発行費」は、当連結会計年度より、「株式交付費」として表示しております。</li> <li>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「コミットメントライン手数料」(当連結会計年度は、3,998千円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用「その他」に含めて表示することにしました。</li> </ol> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前連結会計年度に営業活動によるキャッシュ・フローにおいて表示しておりました「新株発行費」は、当連結会計年度より「株式交付費」として表示しております。</li> <li>前連結会計年度において区分掲記しておりました連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの「前払費用の増加額」は、重要性が減じたため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております「前払費用の増加額」は、12,900千円であります。</li> </ol>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. このうち関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券(株式) 217,439千円</p> <p>※2. 当社の発行済株式総数 普通株式 55,896株</p> <p>※3. 当社の自己株式の保有数 普通株式 7.2株</p> <p>4. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>貸出コミットライン契約 2,500,000千円</p> <p>借入実行残高 ー千円</p> <hr/> <p>借入未実行残高 2,500,000千円</p>	<p>※1. このうち関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券(株式) 105,068千円</p> <p>※2. _____</p> <p>※3. _____</p> <p>4. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 500,000千円</p> <p>借入実行残高 ー千円</p> <hr/> <p>借入未実行残高 500,000千円</p>

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																								
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">310,853千円</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td style="text-align: right;">601,877千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">190,391千円</td></tr> <tr><td>業務提携料</td><td style="text-align: right;">362,583千円</td></tr> <tr><td>ロイヤリティ</td><td style="text-align: right;">369,216千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">64,943千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">1,132,028千円</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">125,856千円</td></tr> <tr><td>賞与</td><td style="text-align: right;">155,532千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">26,485千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">854,274千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">72,212千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア償却費</td><td style="text-align: right;">53,716千円</td></tr> <tr><td>事務所家賃</td><td style="text-align: right;">167,499千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">571,334千円</td></tr> </table> <p>※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">128千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td style="text-align: right;">425千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">553千円</td></tr> </table> <p>※3. 当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲームの使用権</td> <td>権利金</td> <td>本社（東京都渋谷区）</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、遊休状態にある資産について当該資産単独で資産のグルーピングをしております。</p> <p>将来キャッシュフローが見込めない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,000千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、権利金6,000千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、個別に売却可能価額を見積もり算定しております。</p>	広告宣伝費	310,853千円	販売手数料	601,877千円	販売促進費	190,391千円	業務提携料	362,583千円	ロイヤリティ	369,216千円	役員報酬	64,943千円	給料手当	1,132,028千円	福利厚生費	125,856千円	賞与	155,532千円	退職給付費用	26,485千円	業務委託費	854,274千円	減価償却費	72,212千円	ソフトウェア償却費	53,716千円	事務所家賃	167,499千円	その他	571,334千円	建物	128千円	工具器具備品	425千円	合計	553千円	用途	種類	場所	ゲームの使用権	権利金	本社（東京都渋谷区）	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">1,483,592千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">844,783千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">71,322千円</td></tr> </table> <p>※2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">760千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td style="text-align: right;">2,496千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">8,912千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">12,169千円</td></tr> </table> <p>※3. _____</p>	給料手当	1,483,592千円	業務委託費	844,783千円	減価償却費	71,322千円	建物及び構築物	760千円	工具器具備品	2,496千円	ソフトウェア	8,912千円	計	12,169千円
広告宣伝費	310,853千円																																																								
販売手数料	601,877千円																																																								
販売促進費	190,391千円																																																								
業務提携料	362,583千円																																																								
ロイヤリティ	369,216千円																																																								
役員報酬	64,943千円																																																								
給料手当	1,132,028千円																																																								
福利厚生費	125,856千円																																																								
賞与	155,532千円																																																								
退職給付費用	26,485千円																																																								
業務委託費	854,274千円																																																								
減価償却費	72,212千円																																																								
ソフトウェア償却費	53,716千円																																																								
事務所家賃	167,499千円																																																								
その他	571,334千円																																																								
建物	128千円																																																								
工具器具備品	425千円																																																								
合計	553千円																																																								
用途	種類	場所																																																							
ゲームの使用権	権利金	本社（東京都渋谷区）																																																							
給料手当	1,483,592千円																																																								
業務委託費	844,783千円																																																								
減価償却費	71,322千円																																																								
建物及び構築物	760千円																																																								
工具器具備品	2,496千円																																																								
ソフトウェア	8,912千円																																																								
計	12,169千円																																																								



<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>								
<p>※4. _____</p>	<p>※4. 関係会社株式売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(株)Duogate</td> <td style="text-align: right;">720,475千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(株)クロスネットワークス</td> <td style="text-align: right;">53,856千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(株)クロスリスティング</td> <td style="text-align: right;">133,908千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">908,239千円</td> </tr> </table>	(株)Duogate	720,475千円	(株)クロスネットワークス	53,856千円	(株)クロスリスティング	133,908千円	計	908,239千円
(株)Duogate	720,475千円								
(株)クロスネットワークス	53,856千円								
(株)クロスリスティング	133,908千円								
計	908,239千円								
<p>※5. _____</p>	<p>※5. 中国オンラインゲーム事業整理損失は、関係会社であるPrima Intergame ICT Sdn Bhdとの資本業務提携の清算に伴う損失であり、内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">11,719千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">権利金除却損</td> <td style="text-align: right;">214,960千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債権放棄による損失</td> <td style="text-align: right;">6,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">232,679千円</td> </tr> </table>	関係会社株式売却損	11,719千円	権利金除却損	214,960千円	債権放棄による損失	6,000千円	計	232,679千円
関係会社株式売却損	11,719千円								
権利金除却損	214,960千円								
債権放棄による損失	6,000千円								
計	232,679千円								
<p>※6. _____</p>	<p>※6. 美容室検索事業整理損失は、美容室検索事業の廃止に伴う損失であり、内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア除却損</td> <td style="text-align: right;">6,175千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債権放棄による損失</td> <td style="text-align: right;">132,407千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">138,582千円</td> </tr> </table>	ソフトウェア除却損	6,175千円	債権放棄による損失	132,407千円	計	138,582千円		
ソフトウェア除却損	6,175千円								
債権放棄による損失	132,407千円								
計	138,582千円								

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	55,896.0	5,376.0	—	61,272.0
合計	55,896.0	5,376.0	—	61,272.0
自己株式				
普通株式	7.2	—	—	7.2
合計	7.2	—	—	7.2

(注) 発行済株式総数の増加は、平成18年8月に実施した第三者割当増資に係る新株発行によるものが4,700.0株、新株予約権の行使によるものが、676.0株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会 社)	平成15年度 第1回新株予約権 (注)1、(注)2、(注)3	普通株式	1,732	—	474	1,258	—
	平成15年度 第2回新株予約権 (注)1、(注)2、(注)3	普通株式	630	—	110	520	—
	平成15年度 第3回新株予約権 (注)1、(注)2、(注)3	普通株式	168	—	30	138	—
	平成15年度 第4回新株予約権 (注)1、(注)2、(注)3	普通株式	402	—	116	286	—
	平成16年度 第5回新株予約権 (注)1、(注)2、(注)3	普通株式	302	—	56	246	—
	平成17年度 第6回新株予約権 (注)1	普通株式	450	—	—	450	—
	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	68,140
連結子会 社	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	68,140	

- (注) 1. 第1回から第6回までの新株予約権はすべて役職員に対するストックオプションとして発行するもので  
す。
2. 新株予約権の減少は、新株予約権の行使あるいは新株予約権を付与された役職員の退職等の事由による新株  
予約権の消滅によるものです。
3. 第1から第5回までの新株予約権は当連結会計年度末までに行使期間が到来したものであります。第6回の  
新株予約権は当連結会計年度末において行使期間を迎えておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	41,916	750	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年10月30日 取締役会	普通株式	45,495	750	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	45,948	利益剰余金	750	平成19年3月31日	平成19年6月27日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) 現金及び預金勘定 2,899,322千円 現金及び現金同等物 2,899,322千円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金勘定 4,696,132千円 現金及び現金同等物 4,696,132千円 ※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに2社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得に伴う支出(純額)との関係は次のとおりであります。 エキサイト・ミュージックエンタテインメント(株) 流動資産 49,000千円 少数株主持分 △7,000千円 新規連結子会社株式の取得価額 42,000千円 新規連結子会社の現金及び現金同等物 49,000千円 差引：新規連結子会社の取得による収入 7,000千円 (株)オンネットジャパン 流動資産 58,151千円 固定資産 22,725千円 流動負債 △371千円 少数株主持分 △30,524千円 新規連結子会社株式の取得価額 49,980千円 新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高 57,588千円 差引：新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高 7,608千円

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	491,531	204,363	287,168	建物及び構築物	3,938	512	3,425
ソフトウェア	255,785	61,021	194,763	工具器具備品	670,415	293,019	377,396
合計	747,316	265,384	481,931	ソフトウェア	378,404	140,451	237,952
				合計	1,052,758	433,983	618,774
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 169,143千円				1年以内 217,733千円			
1年超 315,920千円				1年超 410,320千円			
合計 485,064千円				合計 628,053千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 172,751千円				支払リース料 234,315千円			
減価償却費相当額 166,128千円				減価償却費相当額 223,894千円			
支払利息相当額 6,443千円				支払利息相当額 15,860千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成18年3月31日)

1. その他有価証券で時価があるもの  
該当事項はありません。
2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

種類	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	675,818

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額  
該当事項はありません。

当連結会計年度(平成19年3月31日)

1. その他有価証券で時価があるもの

	種類	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	115,735	80,500	△35,235
	小計	115,735	80,500	△35,235
合計		115,735	80,500	△35,235

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
31,540	28,040	—

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

種類	当連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	1,199,339
非上場社債	310,000

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
非上場社債	310,000	—	—	—
合計	310,000	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(平成18年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社については、確定給付型の制度として厚生年金基金制度を設けております。なお、当社が加入する全国情報サービス産業厚生年金基金は昭和57年2月に設立され、当社は第3期中(平成11年6月)より加入しました。

2. 退職給付債務に関する事項

該当事項はありません。

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用	26,485千円
勤務費用	26,485千円

(注) 当社の加入する厚生年金基金制度は総合設立であって、自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算することができないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として計上しております。なお、当該年金基金の年金資産総額のうち、平成18年3月31日現在の掛金拠出割合を基準として計算した当社分の年金資産額は、609,560千円であります。

当連結会計年度(平成19年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社については、確定給付型の制度として厚生年金基金制度を設けております。なお、当社が加入する全国情報サービス産業厚生年金基金は昭和57年2月に設立され、当社は第3期中(平成11年6月)より加入しました。

2. 退職給付債務に関する事項

該当事項はありません。

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用	30,396千円
勤務費用	30,396千円

(注) 当社の加入する厚生年金基金制度は総合設立であって、自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算することができないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として計上しております。なお、当該年金基金の年金資産総額のうち、平成19年3月31日現在の掛金拠出割合を基準として計算した当社分の年金資産額は、669,704千円であります。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費「株式報酬費用」	39,019千円
販売費及び一般管理費「役員報酬」	29,121千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成18年 ストック・オプション③
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 6名	当社幹部従業員 21名	当社従業員 133名
ストック・オプション数(注)	普通株式350株	普通株式174株	普通株式436株
付与日	平成18年7月11日	平成18年7月11日	平成18年7月11日
権利確定条件	付与日(平成18年7月11日)以降、権利確定日(平成20年6月23日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年7月11日)以降、権利確定日(平成20年6月23日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年7月11日)以降、権利確定日(平成22年6月23日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年7月11日から平成22年6月23日まで	平成18年7月11日から平成22年6月23日まで	平成18年7月11日から平成22年6月23日まで
権利行使期間	平成20年6月24日から平成24年6月22日まで	平成20年6月24日から平成24年6月22日まで	平成22年6月24日から平成24年6月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成18年 ストック・オプション③
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	350	174	436
失効	—	—	40
権利確定	—	—	—
未確定残	350	174	396
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—



② 単価情報

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成18年 ストック・オプション③
権利行使価格 (円)	764,782	764,782	764,782
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	平成20年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 325,185 平成21年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 344,324 平成22年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 362,248 平成23年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 379,122	平成20年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 325,185 平成21年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 344,324 平成22年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 362,248 平成23年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 379,122	— — — 平成22年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 362,248 平成23年6月24日から権利 行使可能な新株予約権 379,122

(注) 表中の権利行使価格は発行当初の金額を記載しております。平成19年3月31日現在の権利行使価格は、平成18年8月14日付けで時価を下回る価額で新株が発行されていたため、規定に従い、ストック・オプション①、②、③とも761,819円に調整されております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成18年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 二項モデル
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成18年 ストックオプション①	平成18年 ストックオプション②	平成18年 ストックオプション③
価格変動性 (注) 1	55.14%	同左	同左
予想残存期間 (注) 2	権利行使期間 平成20年6月24日～平成24年6月22日： 3.95年 権利行使期間 平成21年6月24日～平成24年6月22日： 4.45年 権利行使期間 平成22年6月24日～平成24年6月22日： 4.95年 権利行使期間 平成23年6月24日～平成24年6月22日： 5.45年	同左	権利行使期間 平成22年6月24日～平成24年6月22日： 4.95年 権利行使期間 平成23年6月24日～平成24年6月22日： 5.45年
予想配当 (注) 3	1,500円/株	同左	同左
無リスク利率 (注) 4	予想残存期間 3.95年： 1.421% 予想残存期間 3.45年： 1.511% 予想残存期間 4.95年： 1.601% 予想残存期間 5.45年： 1.691%	同左	予想残存期間 4.95年： 1.601% 予想残存期間 5.45年： 1.691%

(注) 1. 平成16年11月から平成18年7月までの株価実績に基づき算定しております。

2. 段階的に権利行使が可能となるストック・オプションであるため、権利行使期間開始日の違いにより、予想残存期間を設定しております。

3. 平成18年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応するスワップレートであります。対象レートの近接レート（整数年）から、線形近似法により非整数年のレートを算出しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っておりません。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
(流動の部)	(流動の部)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金	未払費用
91,365千円	31,846千円
未払費用	未払事業税
62,003千円	29,524千円
未払事業税	未払事業所税
8,724千円	2,051千円
未払事業所税	未確定債務否認額
1,953千円	58,016千円
その他	たな卸資産評価損
40,700千円	25,772千円
繰延税金資産(流動)合計	その他
204,747千円	2,375千円
	繰延税金資産(流動)合計
	149,586千円
(固定の部)	(固定の部)
繰延税金資産	繰延税金資産
減価償却超過額	減価償却超過額
10,707千円	24,326千円
減損損失	その他有価証券評価差額金
2,442千円	18,193千円
その他有価証券評価差額金	子会社繰越欠損金
4,679千円	148,001千円
子会社繰越欠損金	繰延税金資産(固定)小計
42,362千円	190,522千円
繰延税金資産(固定)小計	評価性引当額
60,191千円	△148,001千円
評価性引当額	繰延税金資産(固定)合計
△42,362千円	42,520千円
繰延税金資産(固定)合計	
17,829千円	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
40.7%	40.7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
4.7%	9.6%
住民税均等割	住民税均等割
0.8%	1.1%
評価性引当額	前期確定申告差異
△83.2%	△3.6%
持分法投資損失	持分法投資損失
4.8%	4.4%
持分変動利益	持分変動利益
△0.4%	△1.3%
子会社に係る評価性引当額	子会社に係る評価性引当額
4.5%	19.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	関連会社株式売却損益
△28.1%	△8.6%
	IT投資促進税制法人税額特別控除
	のれん償却
	1.0%
	税効果未認識未実現利益
	2.0%
	子会社の税務上繰越欠損金の利用
	△2.5%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	55.2%

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

当社グループは、インターネット上における広告媒体の提供をはじめ、課金コンテンツサービス、ブロードバンドサービス、EC等からなるポータルサイト事業を展開しております。当事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(事業区分の変更)

当社グループ事業は、様々なサービスをこれまで単一の事業として経営管理してきましたが、当連結会計年度より、多岐にわたるサービスの収益管理を強化するため、各サービスを展開する主幹部門を明確にしたマネジメント体制を敷くことにいたしました。これに伴い、当連結会計年度よりメディア事業、エンタテインメント事業、金融サービス事業、その他事業の各セグメントに分類表示することにいたしました。

単位:千円

	メディア事業	エンタテインメント事業	金融サービス事業	その他	計	消去又は全社	連結
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	5,742,665	5,795,863	15,120	384,077	11,937,727	—	11,937,727
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	117,248	4,500	—	432	122,180	△122,180	—
計	5,859,913	5,800,363	15,120	384,509	12,059,907	△122,180	11,937,727
営業費用	5,017,959	4,942,033	251,627	585,116	10,796,737	969,308	11,766,045
営業利益(△損失)	841,954	858,330	△236,507	△200,607	1,263,170	△1,091,488	171,682
II 資産、減価償却費及び資本的支出							
資産	1,656,783	2,724,037	247,700	1,090,166	5,718,687	5,009,591	10,728,279
減価償却費	49,486	204,968	273	8,123	262,852	32,576	295,428
資本的支出	161,518	352,789	—	103,448	617,757	23,886	641,644

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要なサービス等の名称  
事業区分は、サービスの内容及び特性を考慮して区分しております。

事業区分	主要なサービス
メディア事業	広告、アフィリエイト広告、検索連動型広告等
エンタテインメント事業	コミュニティーサービス、オンラインゲーム、音楽コンテンツ配信、インターネット接続サービス等
金融サービス事業	カードローン、クレジットサービス等
その他事業	EC、新規事業等

2. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、969,308千円であり、主なものは、当社の管理部門に係る費用であります。
3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、5,009,591千円であり、主なものは、当社での余資運用資金(現金及び現金同等物)、及び管理部門に係る資産であります。
4. 会計方針の変更

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、メディア事業 17,829千円、エンタテインメント事業 11,504千円、その他 2,727千円、及び消去又は全社 36,079千円それぞれ営業費用が増加し、営業利益が同額減少しております。

(役員賞与に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当期連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 企業会計基準委員会平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

**【所在地別セグメント情報】**

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	伊藤忠商事株式会社	東京都港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接 64.0% 間接 2.0%	-	業務支援・商標等の使用・資金寄託取引	ロイヤリティ	369,216	買掛金	79,068
								売上原価	26,081		
								資金の寄託	1,850,958	流動資産 その他	-
								受取利息	4,157	流動資産 その他	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ロイヤリティについては両社が協議して決定した契約上の料率に基づき支払っております。

資金の寄託については、グループファイナンスの基本契約に基づいて行っており、金利については、市場金利を勘案し、両者協議の上で個別に決定しております。また、資金の寄託の取引金額については期中平均残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	行方 國雄	-	-	当社監査役	-	-	-	弁護士報酬の支払	21,737	未払金	1,250

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

弁護士報酬については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	伊藤忠商事株式会社	東京都港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接 58.4% 間接 1.8%	-	業務支援・商標の使用・資金寄託取引	ロイヤリティ	345,842	買掛金	48,667
								売上原価	5,481		
								販売促進	12,000	未払金	512
								業務委託	5,890		
								受取利息	4,231		
資金の寄託	1,271,506	-	-								

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ロイヤリティについては両社が協議して決定した契約上の料率に基づき支払っております。

資金の寄託については、グループファイナンスの基本契約に基づいて行っており、金利については、市場金利を勘案し、両者協議の上で個別に決定しております。また、資金の寄託の取引金額については期中平均残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	行方 國雄	-	-	当社監査役	-	-	-	弁護士報酬の 支払	28,867	未払金	535

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

弁護士報酬については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)クロスネットワークス	東京都 渋谷区	75	アフィリエイト広告事業	(所有) 直接 50.0%	兼任4名	広告事業 パートナー	広告売上	9,060	売掛金	252
								広告代理店手数料	25,554	未払金	1,637
	(株)クロススティング	東京都 渋谷区	75	カテゴリ検索サービス	(所有) 直接 56.6%	兼任3名	広告事業 パートナー	広告売上	114,242	売掛金	21,208
								広告原価	4,681	未払金	-
	エキサイトクレジット(株)	東京都 渋谷区	250	金融サービス事業	(所有) 直接 51.0%	兼任2名	金融事業 パートナー	広告売上	36,132	売掛金	1,053
								業務委託	1,000	未払金	735
	(株)オンネットジャパン	東京都 渋谷区	64.9	インターネット技術開発事業	(所有) 直接 51.0%	兼任2名	技術提供、パートナー	開発委託	30,000	売掛金	15,750

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格に基づいての取引基本契約によっております。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	117,219円86銭	1株当たり純資産額	144,642円01銭
1株当たり当期純利益金額	17,453円59銭	1株当たり当期純利益金額	6,977円22銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	16,183円41銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6,658円49銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	996,963	412,092
普通株主に帰属しない金額(千円)	40,000	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(40,000)	(—)
普通株式に係る当期純利益(千円)	956,963	412,092
期中平均株式数(株)	54,829.03	59,062.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	4,303.35	2,827.24
(うち新株予約権)	(4,303.35)	(2,827.24)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	該当なし	該当なし



(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 新株予約権の行使 平成14年12月19日の定時株主総会決議に基づき付与した第1回普通株式新株予約権の一部について、平成18年5月31日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。</p> <p>(1) 行使価額 15,230円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式 6株 (3) 増加した資本金 45千円 (4) 増加した資本準備金 45千円 (5) 配当起算日 平成18年4月1日</p> <p>平成15年10月10日の臨時株主総会決議に基づき付与した第4回普通株式新株予約権の一部について、平成18年5月31日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。</p> <p>(1) 行使価額 18,000円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式 22株 (3) 増加した資本金 198千円 (4) 増加した資本準備金 198千円 (5) 配当起算日 平成18年4月1日</p> <p>2. 新株予約権の発行 I. 平成18年6月23日開催の第9期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容決定に関する決議を以下のとおりいたしました。</p> <p>① 新株予約権の割当を受ける者 当社取締役</p> <p>② 取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容決定の理由 当社は、従前、ストックオプションについて、株主以外の者に対し特に有利な条件で発行するものとして、当社株主総会の特別決議による承認手続を経て発行しておりました。しかしながら、本年5月1日に施行されました会社法（平成17年法律第86号）において、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権が取締役の報酬等と位置づけられました。そこで、当社の業績と取締役の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及びその内容につき決定いたしました。</p>	<p>1. 株式の取得 (1) 投資有価証券 ①概要及び目的 資本提携及び業務提携 ②株式取得の相手会社の名称 On Net USA, Inc. ③株式取得の相手会社の事業内容及び規模 イ. 事業内容 インターネット技術に関する開発及びマーケティング業務 ロ. 規模（平成19年3月期現在） 資本金 78千US\$ ハ. 株式取得の時期 平成19年4月11日 ニ. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 467,000株 取得価額 700千US\$（83,695千円） 持分比率 17.50%</p> <p>(2) 関係会社株式 ①概要及び目的 資本提携及び業務提携 ②株式取得の相手会社の名称 株式会社ハッツ・アンリミテッド ③株式取得の相手会社の事業内容及び規模 イ. 事業内容 音楽ソフト作成・発売ビジネス・原盤権利に関するビジネス。 ロ. 規模（平成19年3月期現在） 資本金 20,010千円 ハ. 株式取得の時期 平成19年4月11日 ニ. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 2,270株 取得価額 49,940千円 持分比率 33.80%</p> <p>(3) 関係会社株式 ①概要及び目的 資本提携及び業務提携 ②株式取得の相手会社の名称 ビューティーナビ株式会社 ③株式取得の相手会社の事業内容及び規模 イ. 事業内容 美容室インターネット検索事業 ロ. 規模（平成19年6月1日現在） 資本金 12,000千円 ハ. 株式取得の時期 平成19年6月15日 ニ. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 160株 取得価額 80,000千円 持分比率 40.00%</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>③ 新株予約権発行の要領</p> <p>ア. 新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数は、払込価額（ウ. において定義する。）にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額（ウ. において定義する。）で除した数（但し、この場合に、1株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。）とし、当初は新株予約権1個当たり1株とし、350株を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。</p> <p>イ. 発行する新株予約権の総数 350個を本総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権の上限とする。（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。但し、ア.の規定により調整された場合は調整後の株式数によるものとする。）</p> <p>ウ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (A) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が対象者に対して新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式（以下「当社株式」という。）の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする（以下「払込価額」という。）。なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、当初払込価額とし、行使価額は、 (B) 以下の規定にしたがい調整されるものとする。</p>	<p>2. 事業の譲り受け (1) 化粧品EC事業の譲り受け</p> <p>①概要及び目的 当社EC事業における取扱商品の拡大のため、平成19年3月20日付けの事業譲渡契約に基づき、化粧品EC事業を譲り受ける。</p> <p>②譲り受ける相手会社の名称 ユニライフジャパン株式会社</p> <p>③譲り受ける事業の内容 化粧品EC事業</p> <p>④譲り受ける資産・負債の額 継承する資産・負債はありません。</p> <p>⑤譲り受けの時期 平成19年5月1日</p> <p>⑥事業の譲り受け価格 300百万円</p> <p>⑦支払いの時期 当社によって事業の継承が確認できたとき。</p> <p>⑧その他重要な事項 当該事業に係るノウハウ等の有形無形の財産の継承が完全になされない場合は、当社の裁量により合意を解除できる。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(B) (a) 新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>(b) 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)} \times \text{1株当たり払込金額(又は1株当たりの処分価額)}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)}}}{\text{新株発行(又は自己株式処分)前の時価}}$ <p>また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。</p> <p>(C) (B) (b) 前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割当がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。</p> <p>(D) (B) 及び(C)の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。</p> <p>(E) 当社が他社と合併を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、又は株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。</p> <p>エ. 新株予約権を行使することができる期間 平成20年6月24日から平成24年6月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>オ. 新株予約権の行使の条件</p> <p>(A) 対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>(a) 平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。</p> <p>(b) 平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。</p> <p>(c) 平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。</p> <p>(d) 平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。</p> <p>(B) 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員（顧問を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要し、(C)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権の全てを放棄するものとする。</p> <p>(C) (B)の規定にかかわらず、対象者が平成20年6月24日以降に以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失後3ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使できる。</p> <p>(a) 重度の心身の障害による執務不能</p> <p>(b) 定年による退職</p> <p>(c) 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍</p> <p>(D) 対象者が平成20年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成20年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できない。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(E) 対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、(C)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>対象者が</p> <p>(a) 会社法第331条第1項に規定する欠格事由に該当するに至った場合。</p> <p>(b) 会社法第356条第1項第1号、第365条第1項に違反する競業取引を行った場合。</p> <p>(c) 会社法第356条第1項第2号又は第3号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。</p> <p>(d) 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。</p> <p>(e) 禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>(f) 新株予約権を放棄した場合。</p> <p>(F) 当社は、対象者は1年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の払込金額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(G) 対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。</p> <p>(H) 本項に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>(I) 各新株予約権の一部行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする）。</p> <p>(J) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>カ. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>キ. 新株予約権の取得事由</p> <p>(A) 対象者がオ. (G)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(B) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(C) 当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を取得できる。</p> <p>(D) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>(E) 新株予約権の取得に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>ク. 細目事項</p> <p>新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。</p> <p>II. 平成18年6月23日開催の第9期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議を下記のとおりいたしました。</p> <p>① 新株予約権の割当を受ける者 当社従業員</p> <p>② 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社の業績と対象者の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、当社が選択した新株予約権発行時に在籍する当社の従業員に対しストックオプションとして無償で新株予約権を発行する。</p> <p>③ 募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等</p> <p>ア. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限 下記イ. に定める内容の新株予約権630個を上限とする。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>イ. 発行する新株予約権の総数</p> <p>(A) 新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数は、払込価額 (B)において定義する。) にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額 (B)において定義する。) で除した数 (但し、この場合に、1株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。) とし、当初は新株予約権 1個当たり1株とし、630株を上限とする。</p> <p>(B) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(a) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が対象者に対して新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」という。) の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く。) のジャスダック証券取引所における当社普通株式 (以下「当社株式」という。) の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値 (終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値) を下回る場合には、当該終値とする (以下「払込価額」という。)。なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額 (以下「行使価額」という。) は、当初払込価額とし、行使価額は、(b)以下の規定にしたがい調整されるものとする。</p> <p>(b) (i) 新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>(ii) 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式の処分 (新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く) を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 (又は処分する自己株式数)} \times \text{1株当たり払込金額 (又は1株当たりの処分価額)}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}$ <p>また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(c) (b) (ii) 前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割当がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。</p> <p>(d) (b) 及び(c)の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。</p> <p>(e) 当社が他社と合併を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、又は株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。</p> <p>(C) 新株予約権を行使することができる期間平成20年6月24日から平成24年6月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。</p> <p>(D) 新株予約権の行使の条件</p> <p>(a) 対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>(i) 対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める当社の従業員である者(以下「対象幹部従業員」という。)については、</p> <p>(ア) 平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。</p> <p>(イ) 平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。</p>	



<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(ウ)平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。</p> <p>(エ)平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。</p> <p>(ii)対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者(以下「対象従業員」という。)については、</p> <p>(ア)平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、当初の新株予約権の数の50%について権利を行使することができる。</p> <p>(イ)平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。</p> <p>(b)対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員(顧問を含む)の地位(以下「権利行使資格」という。)を保有していることを要し、(c)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権の全てを放棄するものとする。</p> <p>(c)(b)の規定にかかわらず、対象幹部従業員が平成20年6月24日以降に、又は、対象従業員が平成22年6月24日以降に、以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失後3ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使できる。</p> <p>(i)重度の心身の障害による執務不能</p> <p>(ii)定年による退職</p> <p>(iii)業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(d) (i) 対象幹部従業員が平成20年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象幹部従業員が平成20年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できない。</p> <p>(ii) 対象従業員が平成22年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象従業員が平成22年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は新株予約権を行使できない。</p> <p>(e) 対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、(c)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>対象者が</p> <p>(i) 故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。</p> <p>(ii) 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役又はコンサルタントに就任又は就職した場合。</p> <p>(iii) 禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>(iv) 新株予約権を放棄した場合。</p> <p>(f) 当社は、対象者は1年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の払込金額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(g) 対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。</p> <p>(h) 本項に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(i) 各新株予約権の一部行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする）。</p> <p>(j) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>(E) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(F) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。</p> <p>(G) 新株予約権の取得事由</p> <p>(a) 対象者が(D)(g)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(b) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(c) 当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を取得できる。</p> <p>(d) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>(e) 新株予約権の取得に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>(H) 細目事項 新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>												
<p>ウ. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき金銭を払い込むことの要否 金銭の払込みを要しない。</p> <p>3. 株式取得による会社等の買収</p> <p>(1) 概要及び目的 当社は、株式会社オンネットジャパンが実施する第三者割当増資の引き受けに関する契約を平成18年3月22日に締結し、平成18年4月12日に取引を実施しました。 株式会社オンネットジャパンとは次世代Web技術のローカライズやマーケティングで協業し、ソフトウェアの企画開発やサービス提供に係る運営・営業体制の連携を目指しております。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称 株式会社オンネットジャパン</p> <p>(3) 株式取得の相手会社の事業内容及び規模</p> <p>a. 事業内容 インターネット技術に関する開発及びマーケティング業務</p> <p>b. 規模（平成17年11月期現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資本金</td> <td style="text-align: right;">40,000千円</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td style="text-align: right;">14,083千円</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td style="text-align: right;">14,263千円</td> </tr> </table> <p>c. 株式取得の時期 平成18年4月12日</p> <p>d. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">取得する株式の数</td> <td style="text-align: right;">4,165株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">49,980千円</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td style="text-align: right;">51.01%</td> </tr> </table>	資本金	40,000千円	純資産	14,083千円	総資産	14,263千円	取得する株式の数	4,165株	取得価額	49,980千円	持分比率	51.01%	
資本金	40,000千円												
純資産	14,083千円												
総資産	14,263千円												
取得する株式の数	4,165株												
取得価額	49,980千円												
持分比率	51.01%												

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		2,215,179		4,236,633	
2. 売掛金		2,238,851		2,295,157	
3. 営業貸付金		200,000		—	
4. 有価証券		—		310,000	
5. 商品		160,473		221,753	
6. 貯蔵品		108		2,044	
7. 前払金		195,021		191,446	
8. 前払費用		85,352		97,461	
9. 繰延税金資産		204,747		148,994	
10. その他		63,613		62,802	
貸倒引当金		—		△2,200	
流動資産合計		5,363,347	67.7	7,564,094	72.4
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		123,920		149,812	
減価償却累計額		39,205	84,714	55,595	94,217
(2) 構築物		43,928		—	
減価償却累計額		35,360	8,567	—	—
(3) 工具器具備品		273,670		288,356	
減価償却累計額		179,846	93,824	206,209	82,147
有形固定資産合計		187,106	2.4	176,364	1.7
2. 無形固定資産					
(1) 権利金		342,521		105,410	
(2) ソフトウェア		302,908		585,833	
(3) ソフトウェア仮勘定		51,632		—	
(4) 電話加入権		924		—	
(5) その他		—		3,625	
無形固定資産合計		697,986	8.8	694,869	6.6
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		675,818		1,279,839	
(2) 関係会社株式		759,050		474,352	
(3) 長期前払費用		16,448		23,771	
(4) 繰延税金資産		17,829		42,520	
(5) 敷金保証金		197,790		194,653	
投資その他の資産合計		1,666,935	21.1	2,015,137	19.3
固定資産合計		2,552,029	32.3	2,886,371	27.6
資産合計		7,915,376	100.0	10,450,465	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 買掛金			636,136		695,110
2. 未払金			247,619		274,632
3. 未払費用			204,846		46,190
4. 未払法人税等			18,037		299,015
5. 未払消費税等			21,582		31,295
6. 預り金			47,364		84,984
7. 前受収益			853		1,062
8. 返品調整引当金			—		4,036
流動負債合計			1,176,440	14.9	1,436,328
負債合計			1,176,440	14.9	1,436,328
(資本の部)					
I 資本金	※1		2,219,433	28.0	—
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		2,505,433			—
2. その他資本剰余金					
資本金及び資本準備金 減少差益		134,881			—
資本剰余金合計			2,640,315	33.4	—
III 利益剰余金					
1. 利益準備金		8,604			—
2. 当期末処分利益		1,882,200			—
利益剰余金合計			1,890,804	23.9	—
IV その他有価証券 評価差額金			△6,818	△0.1	—
V 自己株式	※2		△4,800	△0.1	—
資本合計			6,738,936	85.1	—
負債資本合計			7,915,376	100.0	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	3,222,632	30.8
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		3,508,632	
(2) その他資本剰余金		—		134,881	
資本剰余金合計		—	—	3,643,513	34.9
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		—		8,604	
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—		2,102,554	
利益剰余金合計		—	—	2,111,159	20.2
4. 自己株式		—	—	△4,800	0.0
株主資本合計		—	—	8,972,505	85.9
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		—	—	△26,508	△0.2
評価・換算差額等合計		—	—	△26,508	△0.2
III 新株予約権		—	—	68,140	0.6
純資産合計		—	—	9,014,137	86.3
負債純資産合計		—	—	10,450,465	100.0



②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			9,318,252	100.0		11,028,028	100.0
II 売上原価			3,471,134	37.3		5,345,828	48.5
売上総利益			5,847,118	62.7		5,682,200	51.5
III 販売費及び一般管理費	※1					5,263,988	47.7
1. 広告宣伝費		320,370			—		
2. 販売手数料		590,628			—		
3. 販売促進費		190,495			—		
4. 業務提携料		362,583			—		
5. ロイヤリティ		369,216			—		
6. 役員報酬		64,943			—		
7. 給料手当		1,084,834			—		
8. 福利厚生費		122,329			—		
9. 賞与		153,726			—		
10. 退職給付費用		26,485			—		
11. 業務委託費		827,275			—		
12. 減価償却費		71,652			—		
13. ソフトウェア償却費		53,716			—		
14. 事務所家賃		156,456			—		
15. その他		544,421	4,939,134	53.0	—	—	—
営業利益			907,984	9.7		418,212	3.8

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
IV 営業外収益					
1. 受取利息	※2	4,160		4,597	
2. 受取配当金		—		703	
3. その他		3,373	7,533	593	5,894
V 営業外費用					
1. 新株発行費		2,891		—	
2. 株式交付費		—		10,019	
3. コミットメントライン 手数料		4,000		3,998	
4. 契約解除損失		—		2,444	
5. 消費税調整額		—		2,273	
6. その他		—	6,891	104	18,840
経常利益			908,627		405,265
VI 特別利益					
1. 貸倒引当金戻入益		16,271		—	
2. 関係会社株式売却益	※5	—		816,902	
3. 投資有価証券売却益		—	16,271	28,040	844,942
VII 特別損失					
1. 固定資産除却損	※3	553		11,123	
2. 減損損失	※4	6,000		—	
3. 関係会社株式評価損		—		132,527	
4. 中国オンラインゲーム 事業整理損失	※6	—		270,959	
5. 美容室検索事業整理損 失	※7	—		138,582	
6. クレーム処理損失		—	6,553	17,566	570,760
税引前当期純利益			918,344		679,446
法人税、住民税及び事 業税		5,810		287,104	
法人税等調整額		△217,896	△212,086	44,575	331,679
当期純利益			1,130,431		347,766
前期繰越利益			792,821		—
中間配当額			41,053		—
当期未処分利益			1,882,200		—

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 情報提供料	1	563,879	16.3	396,374	7.4
II ホスティング・フィー	2	395,603	11.4	471,831	8.8
III オンラインゲーム原価	3	483,061	13.9	707,101	13.2
IV ブロードバンド原価	4	390,608	11.3	1,340,370	25.1
V 広告制作費用		177,254	5.1	412,908	7.7
VI サービス提供料	5	108,678	3.1	101,927	2.0
VII EC売上原価		473,005	13.6	758,062	14.2
VIII その他		879,042	25.3	1,157,251	21.6
売上原価		3,471,134	100.0	5,345,828	100.0

- (注) 1. 情報提供料は当社サイト上に掲載するコンテンツの購入費用であります。  
 2. ホスティング・フィーは当社サイトのシステム運営費用であります。  
 3. オンラインゲーム原価はオンラインゲームの運営費用及び権利金の償却費、ゲームの権利元へのレベニューシェアであります。  
 4. ブロードバンド原価は当社ブロードバンドサービス「BB.excite」のインフラ費用であります。  
 5. サービス提供料はフリーメールやチャット及びサーチサービスなどの運営費用であります。

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月23日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処分利益			1,882,200
II 利益処分数額			
1. 配当金		41,916	
2. 役員賞与金		40,000	81,916
III 次期繰越利益			1,800,283

## 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,219,433	2,505,433	134,881	2,640,315	8,604	1,882,200	1,890,804	△4,800	6,745,754
事業年度中の変動額									
新株の発行	1,003,198	1,003,198		1,003,198					2,006,396
剰余金の配当（注）						△41,916	△41,916		△41,916
剰余金の配当（中間配当）						△45,495	△45,495		△45,495
役員賞与（注）						△40,000	△40,000		△40,000
当期純利益						347,766	347,766		347,766
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計 (千円)	1,003,198	1,003,198	—	1,003,198	—	220,354	220,354	—	2,226,751
平成19年3月31日 残高 (千円)	3,222,632	3,508,632	134,881	3,643,513	8,604	2,102,554	2,111,159	△4,800	8,972,505

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	△6,818	△6,818	—	6,738,936
事業年度中の変動額				
新株の発行				2,006,396
剰余金の配当（注）				△41,916
剰余金の配当（中間配当）				△45,495
役員賞与（注）				△40,000
当期純利益				347,766
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△19,690	△19,690	68,140	48,450
事業年度中の変動額合計 (千円)	△19,690	△19,690	68,140	2,275,201
平成19年3月31日 残高 (千円)	△26,508	△26,508	68,140	9,014,137

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)						
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p>						
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">3～18年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">3年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">2～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、権利金については契約期間（3年）に基づいております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいております。</p>	建物	3～18年	構築物	3年	工具器具備品	2～15年	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
建物	3～18年							
構築物	3年							
工具器具備品	2～15年							
4. 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>						

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(2) 返品調整引当金 将来予想される売上返品による損失に備え、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。 同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。                      これにより税引前当期純利益が6,000千円減少しております。                      なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)                      当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。                      これまでの資本の部の合計に相当する金額は8,945,996千円であります。                      なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)                      当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。                      これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ68,140千円減少しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)                      当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。                      なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>





注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)												
<p>※1. 会社が発行する株式の総数 普通株式 188,000株 発行済株式総数 普通株式 55,896株</p> <p>※2. 自己株式の保有数 普通株式 7.2株</p> <p>3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットライン契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットライン契約</td> <td style="text-align: right;">2,500,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>借入未実行残高</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,500,000千円</u></td> </tr> </table>	貸出コミットライン契約	2,500,000千円	借入実行残高	—千円	<u>借入未実行残高</u>	<u>2,500,000千円</u>	<p>※1. _____</p> <p>※2. _____</p> <p>3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">500,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>借入未実行残高</u></td> <td style="text-align: right;"><u>500,000千円</u></td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	500,000千円	借入実行残高	—千円	<u>借入未実行残高</u>	<u>500,000千円</u>
貸出コミットライン契約	2,500,000千円												
借入実行残高	—千円												
<u>借入未実行残高</u>	<u>2,500,000千円</u>												
当座貸越極度額の総額	500,000千円												
借入実行残高	—千円												
<u>借入未実行残高</u>	<u>500,000千円</u>												

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
※1. _____	※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は82.3%、 一般管理費に属する費用のおおよその割合は 17.7%であります。 主な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">323,746千円</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td style="text-align: right;">422,866千円</td></tr> <tr><td>業務提携料</td><td style="text-align: right;">574,571千円</td></tr> <tr><td>ロイヤリティ</td><td style="text-align: right;">345,842千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">1,231,217千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">793,201千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">214,342千円</td></tr> </table>	広告宣伝費	323,746千円	販売手数料	422,866千円	業務提携料	574,571千円	ロイヤリティ	345,842千円	給料手当	1,231,217千円	業務委託費	793,201千円	減価償却費	214,342千円
広告宣伝費	323,746千円														
販売手数料	422,866千円														
業務提携料	574,571千円														
ロイヤリティ	345,842千円														
給料手当	1,231,217千円														
業務委託費	793,201千円														
減価償却費	214,342千円														
※2. 受取利息には、関係会社からのものが、4,157千円 含まれております。	※2. 受取利息には、関係会社からのものが、4,231千円 含まれております。														
※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">128千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td style="text-align: right;">425千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">553千円</td></tr> </table>	建物	128千円	工具器具備品	425千円	合計	553千円	※3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>工具器具備品</td><td style="text-align: right;">2,210千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">8,912千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">11,123千円</td></tr> </table>	工具器具備品	2,210千円	ソフトウェア	8,912千円	計	11,123千円		
建物	128千円														
工具器具備品	425千円														
合計	553千円														
工具器具備品	2,210千円														
ソフトウェア	8,912千円														
計	11,123千円														
※4. 当事業年度において、当社は以下の資産グループに ついて減損損失を計上しました。	※4. _____														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 50%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">ゲームの使用権</td> <td style="border: 1px solid black;">権利金</td> <td style="border: 1px solid black;">本社（東京都渋谷区）</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、遊休状態にある資産について当該資産単独で 資産のグルーピングをしております。</p> <p>将来キャッシュフローが見込めない資産グループの帳 簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損 失（6,000千円）として特別損失に計上しました。その内 訳は、権利金6,000千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額 により測定しております。正味売却価額は、個別に売却 可能価額を見積もり算定しております。</p>	用途	種類	場所	ゲームの使用権	権利金	本社（東京都渋谷区）									
用途	種類	場所													
ゲームの使用権	権利金	本社（東京都渋谷区）													
※5. _____	※5. 関係会社株式売却益の内容は次のとおりでありま す。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>株Duogate</td><td style="text-align: right;">636,902千円</td></tr> <tr><td>株クロスネットワークス</td><td style="text-align: right;">45,000千円</td></tr> <tr><td>株クロスリスティング</td><td style="text-align: right;">135,000千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">816,902千円</td></tr> </table>	株Duogate	636,902千円	株クロスネットワークス	45,000千円	株クロスリスティング	135,000千円	計	816,902千円						
株Duogate	636,902千円														
株クロスネットワークス	45,000千円														
株クロスリスティング	135,000千円														
計	816,902千円														
※6. _____	※6. 中国オンラインゲーム事業整理損失は、関係会社で あるPrima Intergame ICT Sdn Bhdとの資本業務提 携の清算に伴う損失であり、内容は次のとおりであ ります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>関係会社株式売却損</td><td style="text-align: right;">49,999千円</td></tr> <tr><td>権利金除却損</td><td style="text-align: right;">214,960千円</td></tr> <tr><td>債権放棄による損失</td><td style="text-align: right;">6,000千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">270,959千円</td></tr> </table>	関係会社株式売却損	49,999千円	権利金除却損	214,960千円	債権放棄による損失	6,000千円	計	270,959千円						
関係会社株式売却損	49,999千円														
権利金除却損	214,960千円														
債権放棄による損失	6,000千円														
計	270,959千円														
※7. _____	※7. 美容室検索事業整理損失は、美容室検索事業の廃止 に伴う損失であり、内容は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>ソフトウェア除却損</td><td style="text-align: right;">6,175千円</td></tr> <tr><td>債権放棄による損失</td><td style="text-align: right;">132,407千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">138,582千円</td></tr> </table>	ソフトウェア除却損	6,175千円	債権放棄による損失	132,407千円	計	138,582千円								
ソフトウェア除却損	6,175千円														
債権放棄による損失	132,407千円														
計	138,582千円														

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数(株)	当事業年度減少株式 数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	7.2	—	—	7.2
合計	7.2	—	—	7.2

## (リース取引関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)				当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	406,125	200,153	205,971	建物及び構築物	3,749	468	3,280
ソフトウェア	228,448	60,110	168,337	工具器具備品	553,020	250,430	302,589
合計	634,573	260,263	374,309	ソフトウェア	328,528	126,980	201,547
				合計	885,298	377,880	507,417
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 147,180千円				1年以内 183,265千円			
1年超 229,884千円				1年超 331,522千円			
合計 377,064千円				合計 514,788千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額			
支払リース料 167,285千円				支払リース料 196,241千円			
減価償却費相当額 161,000千円				減価償却費相当額 188,574千円			
支払利息相当額 5,910千円				支払利息相当額 12,269千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。			

(有価証券関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)

連結財務諸表に記載しております。

なお、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度 (平成19年3月31日)

連結財務諸表に記載しております。

なお、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</b>	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</b>
(流動の部)	(流動の部)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金	未払費用
91,365千円	31,846千円
未払費用	未払事業税
62,003千円	28,932千円
未払事業税	未払事業所税
8,724千円	2,051千円
未払事業所税	未確定債務否認額
1,953千円	58,016千円
その他	たな卸資産評価損
40,700千円	25,772千円
繰延税金資産 (流動) 合計	その他
204,747千円	2,375千円
	繰延税金資産 (流動) 合計
	148,994千円
(固定の部)	(固定の部)
繰延税金資産	繰延税金資産
減価償却超過額	減価償却超過額
10,707千円	24,326千円
減損損失	有価証券評価差額金
2,442千円	18,193千円
有価証券評価差額金	関係会社株式評価損
4,679千円	53,938千円
繰延税金資産 (固定) 合計	繰延税金資産小計
17,829千円	96,459千円
	評価性引当額
	△53,938千円
	繰延税金資産 (固定) 合計
	42,520千円
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</b>
法定実効税率	法定実効税率
40.7%	40.7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
3.8%	8.6%
住民税均等割	住民税均等割
0.6%	0.8%
評価性引当額	I T投資促進税制法人税額特別控除
△68.2%	△5.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	評価性引当額
△23.1%	7.9%
	前期確定申告差異
	△3.2%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	48.9%

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	119,861円87銭	1株当たり純資産額	146,021円81銭
1株当たり当期純利益金額	19,887円85銭	1株当たり当期純利益金額	5,888円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	18,440円52銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	5,619円13銭
<p>当社は、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株に分割しております。なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たりの情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p>			
1株当たり純資産額	105,957円95銭		
1株当たり当期純利益金額	10,884円40銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	9,925円92銭		

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,130,431	347,766
普通株主に帰属しない金額(千円)	40,000	—
(うち利益処分による役員賞与金)(千円)	(40,000)	(—)
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,090,431	347,766
普通株式の期中平均株式数(株)	54,829.03	59,062.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	4,303.35	2,827.24
(うち新株予約権(株))	(4,303.35)	(2,827.24)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	該当なし	該当なし

## (重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 新株予約権の行使 平成14年12月19日の臨時株主総会決議に基づき付与した第1回普通株式新株予約権の一部について、平成18年5月31日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。</p> <p>(1) 行使価額 15,230円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式 6株 (3) 増加した資本金 45千円 (4) 増加した資本準備金 45千円 (5) 配当起算日 平成18年4月1日</p> <p>平成15年10月10日の臨時株主総会決議に基づき付与した第4回普通株式新株予約権の一部について、平成18年5月31日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。</p> <p>(1) 行使価額 18,000円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式 22株 (3) 増加した資本金 198千円 (4) 増加した資本準備金 198千円 (5) 配当起算日 平成18年4月1日</p> <p>2. 新株予約権の発行 I. 平成18年6月23日開催の第9期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容決定に関する決議を以下のとおりいたしました。</p> <p>① 新株予約権の割当を受ける者 当社取締役</p> <p>② 取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容決定の理由 当社は、従前、ストックオプションについて、株主以外の者に対し特に有利な条件で発行するものとして、当社株主総会の特別決議による承認手続を経て発行しておりました。しかしながら、本年5月1日に施行されました会社法（平成17年法律第86号）において、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権が取締役の報酬等と位置づけられました。そこで、当社の業績と取締役の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及びその内容につき決定いたしました。</p>	<p>1. 株式の取得 (1) 投資有価証券 ①概要及び目的 資本提携及び業務提携 ②株式取得の相手会社の名称 On Net USA, Inc. ③株式取得の相手会社の事業内容及び規模 イ. 事業内容 インターネット技術に関する開発及びマーケティング業務 ロ. 規模（平成19年3月期現在） 資本金 78千US\$ ハ. 株式取得の時期 平成19年4月11日 ニ. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 467,000株 取得価額 700千US\$（83,695千円） 持分比率 17.50%</p> <p>(2) 関係会社株式 ①概要及び目的 資本提携及び業務提携 ②株式取得の相手会社の名称 株式会社ハッツ・アンリミテッド ③株式取得の相手会社の事業内容及び規模 イ. 事業内容 音楽ソフト作成・発売ビジネス・原盤権利に関するビジネス ロ. 規模（平成19年3月期現在） 資本金 20,010千円 ハ. 株式取得の時期 平成19年4月11日 ニ. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 2,270株 取得価額 49,940千円 持分比率 33.80%</p> <p>(3) 関係会社株式 ①概要及び目的 資本提携及び業務提携 ②株式取得の相手会社の名称 ビューティーナビ株式会社 ③株式取得の相手会社の事業内容及び規模 イ. 事業内容 美容室インターネット検索事業 ロ. 規模（平成19年6月1日現在） 資本金 12,000千円 ハ. 株式取得の時期 平成19年6月15日 ニ. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 160株 取得価額 80,000千円 持分比率 40.00%</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>③ 新株予約権発行の要領</p> <p>ア. 新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数は、払込価額（ウ. において定義する。）にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額（ウ. において定義する。）で除した数（但し、この場合に、1株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。）とし、当初は新株予約権1個当たり1株とし、350株を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。</p> <p>イ. 発行する新株予約権の総数 350個を本総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権の上限とする。（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。但し、ア.の規定により調整された場合は調整後の株式数によるものとする。）</p> <p>ウ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(A) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が対象者に対して新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式（以下「当社株式」という。）の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする（以下「払込価額」という。）。なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、当初払込価額とし、行使価額は、</p> <p>(B) 以下の規定にしたがい調整されるものとする。</p> <p>(B) (a)新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$	<p>2. 事業の譲り受け</p> <p>(1)化粧品EC事業の譲り受け</p> <p>①概要及び目的 当社EC事業における取扱商品の拡大のため、平成19年3月20日付けの事業譲渡契約に基づき、化粧品EC事業を譲り受ける。</p> <p>②譲り受ける相手会社の名称 ユニライフジャパン株式会社</p> <p>③譲り受ける事業の内容 化粧品EC事業</p> <p>④譲り受ける資産・負債の額 継承する資産・負債はありません。</p> <p>⑤譲り受けの時期 平成19年5月1日</p> <p>⑥事業の譲り受け価格 300百万円</p> <p>⑦支払いの時期 当社によって事業の継承が確認できたとき。</p> <p>⑧その他重要な事項 当該事業に係るノウハウ等の有形無形の財産の継承が完全になされない場合は、当社の裁量により合意を解除できる。</p>



<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(b) 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)} \times \text{1株当たり払込金額(又は1株当たりの処分価額)}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)}} \right)}{\text{新株式発行(又は自己株式処分)前の時価}}$ <p>また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。</p> <p>(C) (B) (b) 前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割当がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。</p> <p>(D) (B) 及び(C)の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。</p> <p>(E) 当社が他社と合併を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、又は株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。</p> <p>エ. 新株予約権を行使することができる期間 平成20年6月24日から平成24年6月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。</p> <p>オ. 新株予約権の行使の条件 (A) 対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。 (a) 平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(b)平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。</p> <p>(c)平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。</p> <p>(d)平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。</p> <p>(B) 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員（顧問を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要し、(C)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権の全てを放棄するものとする。</p> <p>(C) (B)の規定にかかわらず、対象者が平成20年6月24日以降に以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失後3ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使できる。</p> <p>(a) 重度の心身の障害による執務不能</p> <p>(b) 定年による退職</p> <p>(c) 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍</p> <p>(D) 対象者が平成20年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成20年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できない。</p> <p>(E) 対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、(C)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>対象者が</p> <p>(a) 会社法第331条第1項に規定する欠格事由に該当するに至った場合。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(b) 会社法第356条第1項第1号、第365条第1項に違反する競業取引を行った場合。</p> <p>(c) 会社法第356条第1項第2号又は第3号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。</p> <p>(d) 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。</p> <p>(e) 禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>(f) 新株予約権を放棄した場合。</p> <p>(F) 当社は、対象者は1年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の払込金額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(G) 対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。</p> <p>(H) 本項に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>(I) 各新株予約権の一部行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする）。</p> <p>(J) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>カ. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。</p> <p>キ. 新株予約権の取得事由</p> <p>(A) 対象者がオ. (G)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(B) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(C) 当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を取得できる。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(D) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>(E) 新株予約権の取得に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>ク. 細目事項 新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。</p> <p>II. 平成18年6月23日開催の第9期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議を下記のとおりいたしました。</p> <p>① 新株予約権の割当を受ける者 当社従業員</p> <p>② 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社の業績と対象者の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、当社が選択した新株予約権発行時に在籍する当社の従業員に対しストックオプションとして無償で新株予約権を発行する。</p> <p>③ 募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等 ア. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限 下記イ. に定める内容の新株予約権630個を上限とする。</p> <p>イ. 発行する新株予約権の総数 (A) 新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数は、払込価額（(B)において定義する。）にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額（(B)において定義する。）で除した数（但し、この場合に、1株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。）とし、当初は新株予約権1個当たり1株とし、630株を上限とする。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(B) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(a) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が対象者に対して新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式（以下「当社株式」という。）の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする（以下「払込価額」という。）。なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、当初払込価額とし、行使価額は、(b)以下の規定にしたがい調整されるものとする。</p> <p>(b)(i) 新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>(ii) 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)} \times \text{1株当たり払込金額(又は1株当たりの処分価額)}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)}}$ <p>また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。</p> <p>(c) (b)(ii) 前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割当がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(d) (b)及び(c)の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。</p> <p>(e)当社が他社と合併を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、又は株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。</p> <p>(C) 新株予約権を行使することができる期間平成20年6月24日から平成24年6月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。</p> <p>(D) 新株予約権の行使の条件</p> <p>(a)対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>(i)対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める当社の従業員である者（以下「対象幹部従業員」という。）については、</p> <p>(ア)平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。</p> <p>(イ)平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。</p> <p>(ウ)平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。</p> <p>(エ)平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。</p> <p>(ii)対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者（以下「対象従業員」という。）については、</p> <p>(ア)平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、当初の新株予約権の数の50%について権利を行使することができる。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(イ)平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。</p> <p>(b)対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員（顧問を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要し、(c)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権の全てを放棄するものとする。</p> <p>(c) (b)の規定にかかわらず、対象幹部従業員が平成20年6月24日以降に、又は、対象従業員が平成22年6月24日以降に、以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失後3ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使できる。</p> <p style="margin-left: 2em;">(i) 重度の心身の障害による執務不能</p> <p style="margin-left: 2em;">(ii) 定年による退職</p> <p style="margin-left: 2em;">(iii) 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍</p> <p>(d) (i) 対象幹部従業員が平成20年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象幹部従業員が平成20年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(ii) 対象従業員が平成22年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象従業員が平成22年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は新株予約権を行使できない。</p> <p>(e) 対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、(c)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>対象者が</p> <p style="margin-left: 2em;">(i) 故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(ii) 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役又はコンサルタントに就任又は就職した場合。</p> <p>(iii) 禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>(iv) 新株予約権を放棄した場合。</p> <p>(f) 当社は、対象者は1年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の払込金額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(g) 対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。</p> <p>(h) 本項に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>(i) 各新株予約権の一部行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする）。</p> <p>(j) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>(E) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(F) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。</p> <p>(G) 新株予約権の取得事由</p> <p>(a) 対象者が(D) (g)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>	



<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>												
<p>(b) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(c) 当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を取得できる。</p> <p>(d) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>(e) 新株予約権の取得に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>(H) 細目事項 新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。</p> <p>ウ. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき金銭を払い込むことの要否 金銭の払込みを要しない。</p> <p>3. 株式取得による会社等の買収</p> <p>(1) 概要及び目的 当社は、株式会社オンネットジャパンが実施する第三者割当増資の引き受けに関する契約を平成18年3月22日に締結し、平成18年4月12日に取引を実施しました。</p> <p>株式会社オンネットジャパンとは次世代Web技術のローカライズやマーケティングで協業し、ソフトウェアの企画開発やサービス提供に係る運営・営業体制の連携を目指しております</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称 株式会社オンネットジャパン</p> <p>(3) 株式取得の相手会社の事業内容及び規模</p> <p>a. 事業内容 インターネット技術に関する開発及びマーケティング業務</p> <p>b. 規模（平成17年11月期現在）</p> <table data-bbox="178 1675 711 1771"> <tr> <td>資本金</td> <td>40,000千円</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>14,083千円</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>14,263千円</td> </tr> </table> <p>c. 株式取得の時期 平成18年4月12日</p> <p>d. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table data-bbox="178 1877 711 1973"> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>4,165株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>49,980千円</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td>51.01%</td> </tr> </table>	資本金	40,000千円	純資産	14,083千円	総資産	14,263千円	取得する株式の数	4,165株	取得価額	49,980千円	持分比率	51.01%	
資本金	40,000千円												
純資産	14,083千円												
総資産	14,263千円												
取得する株式の数	4,165株												
取得価額	49,980千円												
持分比率	51.01%												

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	
有価証券	転換社債 型新株予 約権付社 債	株式会社YNK JAPAN	424	310,000
		小計	424	310,000
投資有価証券	その他有 価証券	Excel Mobile Investment Limited	1,520	426,319
		株式会社YNK JAPAN	397	289,810
		株式会社ADVFNジャパン	3,833	250,225
		株式会社トランスメディアGP	50	169,038
		株式会社オウケイウェイヴ	1,000	80,500
		FON WIRELESS Limited	225,807	54,005
		株式会社地球の歩き方T&E	1,000	9,941
		小計	233,607	1,279,839
計		234,031	1,589,839	

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	123,920	25,892	—	149,812	55,595	16,390	94,217
構築物	43,928	—	43,928	—	—	8,567	—
工具器具備品	273,670	35,573	20,887	288,356	206,209	26,362	82,147
有形固定資産計	441,519	61,466	20,887	482,097	305,732	51,319	176,364
無形固定資産							
権利金	467,487	99,401	254,960	311,929	206,518	81,552	105,410
ソフトウェア	407,884	439,258	22,657	824,485	238,651	145,089	585,833
その他	52,556	148,066	196,997	3,625	—	—	3,625
無形固定資産計	927,928	585,251	373,140	1,140,039	445,169	226,641	694,869
長期前払費用	16,448	40,508	19,038	37,918	—	14,146	23,771

(注) 当期増減額のうち、主なものは次のとおりであります。

## 増加

建物	恵比寿ガーデンプレイス事務所20F間仕切工事他	25,892千円
工具器具備品	BBステーション用パソコン購入	25,671千円
権利金	デジタルコンテンツ権利金他	79,761千円
ソフトウェア	音楽配信ダウンロードシステム他	325,283千円
無形固定資産「その他」(ソフトウェア仮勘定)	音楽配信ダウンロードシステム	148,066千円

## 減少

構築物	六本木ヒルズ前ネオン	43,928千円
工具器具備品	BBステーション用パソコン除却	10,985千円
権利金	オンラインゲーム権利金除却	214,960千円
ソフトウェア	美容室検索事業システム他除却	22,657千円
無形固定資産「その他」(ソフトウェア仮勘定)	音楽配信ダウンロードシステム	148,066千円

## 【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	2,200	—	—	2,200
返品調整引当金	—	4,036	—	—	4,036

(注) 1. 計上理由及び算定方法については、重要な会計方針に記載しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	1,024
預金	
普通預金	4,231,825
別段預金	3,783
小計	4,235,608
合計	4,236,633

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社 (注) 1	523,197
オーバーチュア株式会社	238,645
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (注) 1	127,538
ソフトバンクモバイル株式会社 (注) 1	117,159
KDD I 株式会社 (注) 1	101,282
その他	1,187,334
合計	2,295,157

(注) 1. GMOペイメントゲートウェイ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDD I 株式会社に対する残高は、主に回収代行委託金額となっております。

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
2,238,851	11,924,744	11,868,438	2,295,157	83.8	365 69.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれておりません。

## ハ. 商品

品目	金額 (千円)
写真集・DVD	193,227
服飾品	18,117
その他	10,408
合計	221,753

ニ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
店舗消耗品	1,993
収入印紙	51
合計	2,044

② 固定資産  
ソフトウェア

相手先	金額 (千円)
音楽関連事業に係るシステム	307,757
Web 2.0 関連事業に係るシステム	89,656
チケット発行システム	74,843
ゲーム関連事業に係るシステム	40,937
EC 関連事業に係るシステム	34,660
その他	37,978
合計	585,833

関係会社株式

相手先	金額 (千円)
エキサイトクレジット株式会社	122,472
株式会社パー七十二プラザ	100,000
株式会社クロスリスティング	84,900
株式会社クロスネットワークス	75,000
株式会社オンネットジャパン	49,980
エキサイト・ミュージックエンタテインメント株式会社	42,000
合計	474,352

③ 流動負債  
買掛金

相手先	金額 (千円)
伊藤忠商事株式会社	48,667
株式会社YNK JAPAN	47,360
Apple Computer, Inc	44,918
有限会社セーニャ・アンド・カンパニー	43,389
株式会社フロムイエロートウオレンジ	42,829
その他	467,945
合計	695,110

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券 10株券 100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 無料
端株の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う（公告掲載URL <a href="http://ir.excite.co.jp/">http://ir.excite.co.jp/</a> ）。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、旧商法第220条ノ2第1項に規定する端株原簿を作成しております（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第86条1項 参照）。また、端株主の期末配当金及び中間配当金に関する基準日は上記のとおりであります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第9期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月26日関東財務局長に提出。
- (2) 半期報告書  
（第10期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月8日関東財務局長に提出。
- (3) 臨時報告書  
平成18年6月26日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権証券の取得の申込みの勧誘）に基づく臨時報告書であります。
- (4) 臨時報告書の訂正報告書  
平成18年7月11日関東財務局長に提出  
平成18年6月26日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (5) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付書類  
平成18年7月28日関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成18年7月31日関東財務局長に提出  
平成18年7月28日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (7) 臨時報告書  
平成19年2月14日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
- (8) 臨時報告書  
平成19年3月30日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書

平成18年6月23日

エキサイト株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 二村 隆章 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 延行 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エキサイト株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

エキサイト株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 博道 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エキサイト株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成19年4月11日にOnNet USA, Inc. 株式及び株式会社ハッツ・アンリミテッド株式を取得し、平成19年6月15日にビューティーナビ株式会社の株式を取得した。また、平成19年3月20日付け事業譲渡契約に基づき、平成19年5月1日にユニライフジャパン株式会社より化粧品EC事業を譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年6月23日

エキサイト株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 二村 隆章 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 延行 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エキサイト株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

エキサイト株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 博道 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エキサイト株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成19年4月11日にOnNet USA, Inc. 株式及び株式会社ハッツ・アンリミテッド株式を取得し、平成19年6月15日にビューティーナビ株式会社の株式を取得した。また、平成19年3月20日付け事業譲渡契約に基づき、平成19年5月1日にユニライフジャパン株式会社より化粧品EC事業を譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。